

現 行	改 正 後
<p>信託会社等に関する総合的な監督指針</p> <p>～ 目 次 ～</p> <p>1 基本的考え方 1</p> <p>1-1 参入に関する基本的考え方</p> <p>1-2 監督に当たっての基本的考え方</p> <p>1-3 本監督指針の位置付け</p> <p>1-4 財務局、検査部局との適切な連携の確保</p> <p> 1-4-1 金融庁・各財務局間の連携</p> <p> 1-4-2 検査部局との連携</p> <p>2 事務の取扱いに関する一般的事項 3</p> <p>2-1 監督事務の取扱い</p> <p> 2-1-1 金融庁進達事項の処理</p> <p> 2-1-2 管轄財務局長権限の一部の管轄財務事務所長への内部委任</p> <p> 2-1-3 財務局長間の連絡調整</p> <p>2-2 類似商号使用者等に対する警告等</p> <p> 2-2-1 実態把握等</p> <p> 2-2-2 類似商号使用者等及び無免許又は無登録業者に対する警告等</p> <p>2-3 法令解釈等の照会を受けた場合の対応</p> <p> 2-3-1 照会を受ける内容の範囲</p> <p> 2-3-2 照会に対する回答方法</p> <p> 2-3-3 法令適用事前確認手続（ノーアクションレター制度）</p> <p>2-4 苦情等を受けた場合の対応</p> <p>2-5 行政指導等を行う際の留意点等</p> <p> 2-5-1 行政指導等を行う際の留意点</p> <p> 2-5-2 面談等を行う際の留意点</p> <p> 2-5-3 連絡・相談手続</p>	<p>信託会社等に関する総合的な監督指針</p> <p>～ 目 次 ～</p> <p>1 基本的考え方 ●</p> <p>1-1 参入に関する基本的考え方</p> <p>1-2 監督に当たっての基本的考え方</p> <p>1-3 本監督指針の位置付け</p> <p>1-4 財務局、検査部局との適切な連携の確保</p> <p> 1-4-1 金融庁・各財務局間の連携</p> <p> 1-4-2 検査部局との連携</p> <p>2 事務の取扱いに関する一般的事項 ●</p> <p>2-1 監督事務の取扱い</p> <p> 2-1-1 金融庁進達事項の処理</p> <p> 2-1-2 管轄財務局長権限の一部の管轄財務事務所長への内部委任</p> <p> 2-1-3 財務局長間の連絡調整</p> <p>2-2 類似商号使用者等に対する警告等</p> <p> 2-2-1 実態把握等</p> <p> 2-2-2 類似商号使用者等及び無免許又は無登録業者に対する警告等</p> <p>2-3 法令解釈等の照会を受けた場合の対応</p> <p> 2-3-1 照会を受ける内容の範囲</p> <p> 2-3-2 照会に対する回答方法</p> <p> 2-3-3 法令適用事前確認手続（ノーアクションレター制度）</p> <p>2-4 苦情等を受けた場合の対応</p> <p>2-5 行政指導等を行う際の留意点等</p> <p> 2-5-1 行政指導等を行う際の留意点</p> <p> 2-5-2 面談等を行う際の留意点</p> <p> 2-5-3 連絡・相談手続</p>

現 行	改 正 後
<p>3 運用型信託会社・・・・・・・・・・・・・14</p> <p>3-1 行政報告</p> <p>3-2 免許申請書の審査に際しての留意事項</p> <p>3-2-1 免許申請書及び添付書類の受理に当たっての留意事項</p> <p>3-2-2 業務方法書の審査</p> <p>3-2-3 財産的基礎の審査</p> <p>3-2-4 人的構成に照らした業務遂行能力の審査</p> <p>3-2-5 免許拒否事由の審査</p> <p>3-3 監督に係る事務処理上の留意事項</p> <p>3-3-1 営業保証金に係る留意事項</p> <p>3-3-2 業務方法書の変更認可</p> <p>3-3-3 取締役の兼職の制限</p> <p>3-3-4 兼業承認</p> <p>3-3-5 信託業務の委託</p> <p>3-3-6 産業活力再生特別措置法に関する留意事項</p> <p>3-4 業務運営の状況に関して報告・改善を求める場合の留意事項</p> <p>3-4-1 業務運営状況の評価に関する留意事項</p> <p>3-4-2 忠実義務及び善管注意義務の遵守状況の評価に関する留意事項</p> <p>3-4-3 届出受理の際の留意事項</p> <p>3-4-4 信託業務の再委託</p> <p>3-4-5 顧客情報管理</p> <p>3-4-6 不祥事件に対する監督上の対応</p> <p>3-4-7 信託契約代理店の管理体制</p> <p>3-4-8 企業の社会的責任(CSR)についての情報開示等</p> <p>3-5 行政処分を行う際の留意事項</p> <p>3-5-1 行政手続法に基づく手続き</p> <p>3-5-2 意見交換制度</p> <p>3-5-3 監督処分に係る公告の留意事項</p> <p>3-5-4 信託法に基づく手続き</p> <p>3-6 廃業等に係る留意事項</p> <p>3-7 検査部局との連携</p> <p>3-7-1 検査部局による検査着手前</p> <p>3-7-2 検査部局による検査結果通知後</p> <p>3-7-3 標準処理期間</p>	<p>3 運用型信託会社・・・・・・・・・・・・・●</p> <p>3-1 行政報告</p> <p>3-2 免許申請書の審査に際しての留意事項</p> <p>3-2-1 免許申請書及び添付書類の受理に当たっての留意事項</p> <p>3-2-2 業務方法書の審査</p> <p>3-2-3 財産的基礎の審査</p> <p>3-2-4 人的構成に照らした業務遂行能力の審査</p> <p>3-2-5 免許拒否事由の審査</p> <p>3-3 監督に係る事務処理上の留意事項</p> <p>3-3-1 営業保証金に係る留意事項</p> <p>3-3-2 業務方法書の変更認可</p> <p>3-3-3 取締役の兼職の制限</p> <p>3-3-4 兼業承認</p> <p>3-3-5 信託業務の委託</p> <p>3-3-6 産業活力再生特別措置法に関する留意事項</p> <p>3-4 業務運営の状況に関して報告・改善を求める場合の留意事項</p> <p>3-4-1 業務運営状況の評価に関する留意事項</p> <p>3-4-2 忠実義務及び善管注意義務の遵守状況の評価に関する留意事項</p> <p>3-4-3 届出受理の際の留意事項</p> <p>3-4-4 信託業務の再委託</p> <p>3-4-5 顧客情報管理</p> <p>3-4-6 不祥事件に対する監督上の対応</p> <p>3-4-7 信託契約代理店の管理体制</p> <p>3-4-8 企業の社会的責任(CSR)についての情報開示等</p> <p>3-5 行政処分を行う際の留意事項</p> <p>3-5-1 行政手続法に基づく手続き</p> <p>3-5-2 意見交換制度</p> <p>3-5-3 監督処分に係る公告の留意事項</p> <p>3-5-4 信託法に基づく手続き</p> <p>3-6 廃業等に係る留意事項</p> <p>3-7 検査部局との連携</p> <p>3-7-1 検査部局による検査着手前</p> <p>3-7-2 検査部局による検査結果通知後</p> <p>3-7-3 標準処理期間</p>

現 行	改 正 後
(新設)	<u>3-8 金融商品取引法に係る留意事項</u> <u>3-8-1 適格機関投資家の届出に係る留意事項</u> <u>3-8-2 特定信託契約に係る留意事項</u>
4 運用型外国信託会社 36	4 運用型外国信託会社 ●
4-1 行政報告	4-1 行政報告
4-2 免許申請書の審査に際しての留意事項	4-2 免許申請書の審査に際しての留意事項
4-2-1 免許申請書及び添付書類の受理に当たっての留意事項	4-2-1 免許申請書及び添付書類の受理に当たっての留意事項
4-2-2 免許申請書の審査	4-2-2 免許申請書の審査
4-3 運用型外国信託会社の監督事務	4-3 運用型外国信託会社の監督事務
4-3-1 駐在員事務所設置の届出に係る留意事項	4-3-1 駐在員事務所設置の届出に係る留意事項
4-4 廃業等に係る留意事項	4-4 廃業等に係る留意事項
4-5 検査部局との連携	4-5 検査部局との連携
(新設)	<u>4-6 金融商品取引法に係る留意事項</u> <u>4-6-1 適格機関投資家の届出に係る留意事項</u> <u>4-6-2 特定信託契約に係る留意事項</u>
5 管理型信託会社 38	5 管理型信託会社 ●
5-1 行政報告	5-1 行政報告
5-2 登録に際しての留意事項	5-2 登録に際しての留意事項
5-2-1 管理型信託業の判断に当たっての留意事項	5-2-1 管理型信託業の判断に当たっての留意事項
5-2-2 登録申請書及び添付書類の受理に当たっての留意事項	5-2-2 登録申請書及び添付書類の受理に当たっての留意事項
5-2-3 登録の手続き（登録の更新の手続きを含む。）	5-2-3 登録の手続き（登録の更新の手続きを含む。）
5-2-4 登録拒否事由の審査	5-2-4 登録拒否事由の審査
5-2-5 登録事項の変更の届出に係る留意事項	5-2-5 登録事項の変更の届出に係る留意事項
5-3 監督に係る事務処理上の留意事項	5-3 監督に係る事務処理上の留意事項
5-3-1 業務方法書の変更届出	5-3-1 業務方法書の変更届出
5-4 業務運営の状況に関して報告・改善を求める場合の留意事項	5-4 業務運営の状況に関して報告・改善を求める場合の留意事項
5-4-1 業務遂行能力に関する留意事項	5-4-1 業務遂行能力に関する留意事項
5-4-2 業務運営状況の評価に関する留意事項	5-4-2 業務運営状況の評価に関する留意事項
5-5 行政処分を行う際の留意事項	5-5 行政処分を行う際の留意事項
5-6 廃業等に係る留意事項	5-6 廃業等に係る留意事項
5-7 検査部局との連携	5-7 検査部局との連携

現 行	改 正 後
<p>6 管理型外国信託会社 46</p> <p>6-1 行政報告</p> <p>6-2 登録に際しての留意事項</p> <p>6-2-1 管理型信託業の判断に当たっての留意事項</p> <p>6-2-2 登録申請書及び添付書類の受理に当たっての留意事項</p> <p>6-2-3 登録の手続き（登録の更新の手続きを含む。）</p> <p>6-2-4 登録拒否事由の審査</p> <p>6-2-5 登録事項の変更の届出に係る留意事項</p> <p>6-3 管理型外国信託会社の監督事務</p> <p>6-3-1 駐在員事務所設置の届出に係る留意事項</p> <p>6-4 廃業等に係る留意事項</p> <p>6-5 検査部局との連携</p> <p> </p> <p>(新設)</p>	<p>6 管理型外国信託会社 ●</p> <p>6-1 行政報告</p> <p>6-2 登録に際しての留意事項</p> <p>6-2-1 管理型信託業の判断に当たっての留意事項</p> <p>6-2-2 登録申請書及び添付書類の受理に当たっての留意事項</p> <p>6-2-3 登録の手続き（登録の更新の手続きを含む。）</p> <p>6-2-4 登録拒否事由の審査</p> <p>6-2-5 登録事項の変更の届出に係る留意事項</p> <p>6-3 管理型外国信託会社の監督事務</p> <p>6-3-1 駐在員事務所設置の届出に係る留意事項</p> <p>6-4 廃業等に係る留意事項</p> <p>6-5 検査部局との連携</p> <p> </p> <p>7 自己信託 ●</p> <p>7-1 行政報告</p> <p>7-2 登録に際しての留意事項</p> <p>7-2-1 登録の要否</p> <p>7-2-2 登録申請書及び添付書類の受理に当たっての留意事項</p> <p>7-2-3 登録の手続き（登録の更新の手続きを含む。）</p> <p>7-2-4 登録拒否事由の審査</p> <p>7-2-5 登録事項の変更の届出に係る留意事項</p> <p>7-3 監督に係る事務処理上の留意事項</p> <p>7-3-1 自己信託に係る事務の内容及び方法を記載した書類の変更届出</p> <p>7-3-2 信託設定時の義務</p> <p>7-4 事務運営の状況に関して報告・改善を求める場合の留意事項</p> <p>7-4-1 事務遂行能力に関する留意事項</p> <p>7-4-2 事務運営状況の評価に関する留意事項</p> <p>7-5 行政処分を行う際の留意事項</p> <p>7-6 廃業等に係る留意事項</p> <p>7-7 検査部局との連携</p>

現 行	改 正 後
<p>7 特定信託業者 48</p> <p>7-1 行政報告</p> <p>7-2 特定信託業者に関する事務</p> <p> 7-2-1 法第51条第2項の届出の受理</p> <p> 7-2-2 法第51条第4項に規定する「必要な措置」</p> <p>7-3 検査部局との連携</p>	<p>8 特定信託業者 ●</p> <p>8-1 行政報告</p> <p>8-2 特定信託業者に関する事務</p> <p> 8-2-1 法第51条第2項の届出の受理</p> <p> 8-2-2 法第51条第4項に規定する「必要な措置」</p> <p>8-3 検査部局との連携</p>
<p>8 特定大学技術移転事業承認事業者（承認TLO） 50</p> <p>8-1 行政報告</p> <p>8-2 登録に際しての留意事項</p> <p> 8-2-1 登録申請書及び添付書類の受理に当たっての留意事項</p> <p> 8-2-2 登録の手続き</p> <p> 8-2-3 登録拒否事由の審査</p> <p> 8-2-4 登録事項の変更の届出に係る留意事項</p> <p>8-3 監督に係る事務処理上の留意事項</p> <p> 8-3-1 業務方法書の変更届出</p> <p>8-4 業務運営の状況に関して報告・改善を求める場合の留意事項</p> <p> 8-4-1 業務運営状況の評価に関する留意事項</p> <p>8-5 行政処分を行う際の留意事項</p> <p>8-6 廃業等に係る留意事項</p> <p>8-7 検査部局との連携</p>	<p>9 特定大学技術移転事業承認事業者（承認TLO） ●</p> <p>9-1 行政報告</p> <p>9-2 登録に際しての留意事項</p> <p> 9-2-1 登録申請書及び添付書類の受理に当たっての留意事項</p> <p> 9-2-2 登録の手続き</p> <p> 9-2-3 登録拒否事由の審査</p> <p> 9-2-4 登録事項の変更の届出に係る留意事項</p> <p>9-3 監督に係る事務処理上の留意事項</p> <p> 9-3-1 業務方法書の変更届出</p> <p>9-4 業務運営の状況に関して報告・改善を求める場合の留意事項</p> <p> 9-4-1 業務運営状況の評価に関する留意事項</p> <p>9-5 行政処分を行う際の留意事項</p> <p>9-6 廃業等に係る留意事項</p> <p>9-7 検査部局との連携</p>
<p>9 信託契約代理店 54</p> <p>9-1 行政報告</p> <p>9-2 登録に際しての留意事項</p> <p> 9-2-1 登録の要否</p> <p> 9-2-2 登録申請に係る代理申請について</p> <p> 9-2-3 登録申請書及び添付書類の受理に当たっての留意事項</p> <p> 9-2-4 登録の手続き</p> <p> 9-2-5 登録拒否事由の審査</p> <p> 9-2-6 登録事項の変更の届出に係る留意事項</p> <p>9-3 監督に係る事務処理上の留意事項</p>	<p>10 信託契約代理店 ●</p> <p>10-1 行政報告</p> <p>10-2 登録に際しての留意事項</p> <p> 10-2-1 登録の要否</p> <p> 10-2-2 登録申請に係る代理申請について</p> <p> 10-2-3 登録申請書及び添付書類の受理に当たっての留意事項</p> <p> 10-2-4 登録の手続き</p> <p> 10-2-5 登録拒否事由の審査</p> <p> 10-2-6 登録事項の変更の届出に係る留意事項</p> <p>10-3 監督に係る事務処理上の留意事項</p>

現 行	改 正 後
<p>9-3-1 標識の掲示 9-3-2 信託契約代理業に関する報告書に関する留意事項 9-4 業務運営の状況に関して報告・改善を求める場合の留意事項 9-4-1 届出受理の際の留意事項 9-4-2 業務の執行方法を定めた社内規則の整備 9-4-3 顧客情報管理 9-5 行政処分を行う際の留意事項 9-6 検査部局との連携</p>	<p>10-3-1 標識の掲示 10-3-2 信託契約代理業に関する報告書に関する留意事項 10-4 業務運営の状況に関して報告・改善を求める場合の留意事項 10-4-1 届出受理の際の留意事項 10-4-2 業務の執行方法を定めた社内規則の整備 10-4-3 顧客情報管理 10-5 行政処分を行う際の留意事項 10-6 検査部局との連携</p>
<p>10 信託受益権販売業者 60</p> <p>10-1 行政報告 10-2 登録に際しての留意事項 10-2-1 登録の要否 10-2-2 登録申請書及び添付書類の受理に当たっての留意事項 10-2-3 登録の手続き（登録の更新の手続きを含む。） 10-2-4 登録拒否事由の審査 10-2-5 登録事項の変更の届出に係る留意事項 10-3 監督に係る事務処理上の留意事項 10-3-1 営業保証金に係る留意事項 10-3-2 標識の掲示 10-3-3 信託受益権販売業務に関する報告書に係る留意事項 10-4 業務運営の状況に関して報告・改善を求める場合の留意事項 10-4-1 届出受理の際の留意事項 10-4-2 業務の執行方法を定めた社内規則の整備 10-4-3 顧客情報管理 10-5 行政処分を行う際の留意事項 10-6 検査部局との連携</p>	<p>(削除)</p>
<p>11 信託兼営金融機関関係 65</p> <p>11-1 信託兼営金融機関の監督事務の取扱い 11-1-1 信託兼営認可申請の処理 11-1-2 行政報告 11-1-3 監督体制</p>	<p>11 信託兼営金融機関関係 ●</p> <p>11-1 信託兼営金融機関の監督事務の取扱い 11-1-1 信託兼営認可申請の処理 11-1-2 行政報告 11-1-3 監督体制</p>

現 行	改 正 後
<p>1 1 - 2 信託兼営認可申請書の審査に際しての留意事項</p> <p>1 1 - 2 - 1 添付書類の受理に当たっての留意事項</p> <p>1 1 - 2 - 2 業務の種類及び方法書の審査</p> <p>1 1 - 2 - 3 財産的基礎の審査</p> <p>1 1 - 2 - 4 人的構成に照らした業務遂行能力の審査</p> <p>1 1 - 3 監督に係る事務処理上の留意事項</p> <p>1 1 - 3 - 1 営業保証金に係る留意事項</p> <p>1 1 - 3 - 2 信託業務の委託</p> <p>1 1 - 3 - 3 業務の種類及び方法書の変更認可</p> <p>1 1 - 3 - 4 信託業務のみを営む支店等の設置</p> <p>1 1 - 3 - 5 議決権の取得制限</p> <p>1 1 - 4 業務運営の状況に関して報告・改善を求める場合の留意事項</p> <p>1 1 - 4 - 1 業務運営状況の評価に関する留意事項</p> <p>1 1 - 4 - 2 元本補てん付信託勘定に係る留意事項</p> <p>1 1 - 4 - 3 財産の取得、処分又は貸借に関する代理又は媒介に係る留意事項</p> <p>1 1 - 5 行政処分を行う際の留意事項</p> <p>1 1 - 6 検査部局との連携 (新設)</p>	<p>1 1 - 2 信託兼営認可申請書の審査に際しての留意事項</p> <p>1 1 - 2 - 1 添付書類の受理に当たっての留意事項</p> <p>1 1 - 2 - 2 業務の種類及び方法書の審査</p> <p>1 1 - 2 - 3 財産的基礎の審査</p> <p>1 1 - 2 - 4 人的構成に照らした業務遂行能力の審査</p> <p>1 1 - 3 監督に係る事務処理上の留意事項</p> <p>1 1 - 3 - 1 営業保証金に係る留意事項</p> <p>1 1 - 3 - 2 信託業務の委託</p> <p>1 1 - 3 - 3 業務の種類及び方法書の変更認可</p> <p>1 1 - 3 - 4 信託業務のみを営む支店等の設置</p> <p>1 1 - 3 - 5 議決権の取得制限</p> <p>1 1 - 4 業務運営の状況に関して報告・改善を求める場合の留意事項</p> <p>1 1 - 4 - 1 業務運営状況の評価に関する留意事項</p> <p>1 1 - 4 - 2 元本補てん付信託勘定に係る留意事項</p> <p>1 1 - 4 - 3 財産の取得、処分又は貸借に関する代理又は媒介に係る留意事項</p> <p>1 1 - 5 行政処分を行う際の留意事項</p> <p>1 1 - 6 検査部局との連携</p> <p>1 1 - 7 金融商品取引法に係る留意事項</p>

現 行	改 正 後
<p data-bbox="152 284 371 316">1 基本的考え方</p> <p data-bbox="152 360 591 392">1-1 参入に関する基本的考え方</p> <p data-bbox="174 432 1115 536">平成 16 年 12 月の信託業法の改正により、受託可能財産の制限が撤廃されるとともに、信託業の担い手が拡大され、金融機関以外の者による信託業への参入が可能となったところである。</p> <p data-bbox="174 544 1115 823">信託業法（平成 16 年法律第 154 号。以下「法」という。）では、運用型信託会社は免許制、管理型信託会社は登録制とされ、免許の審査基準、登録の拒否事由が規定されているところであるが、新たな信託業の担い手の参入手続きをより円滑なものとするため、本監督指針においては、まず、免許及び登録の審査に当たって留意すべき事項を具体的に規定することとした。円滑な参入手続きは、信託業への新規参入の促進、ひいては、資産の運用手段や企業の資金調達手段の多様化を通じた金融の円滑化にも資するものと考えられる。</p> <p data-bbox="174 831 1115 935"><u>また、信託業法の改正により創設された信託契約代理店、信託受益権販売業者の登録の審査についても、信託サービスの窓口の拡大に資するよう、同様の留意事項を設けることとした。</u></p> <p data-bbox="152 1342 647 1374">1-2 監督に当たっての基本的考え方</p> <p data-bbox="174 1414 271 1445">(1) (略)</p> <p data-bbox="174 1485 271 1517">(2) (略)</p>	<p data-bbox="1151 284 1370 316">1 基本的考え方</p> <p data-bbox="1151 360 1590 392">1-1 参入に関する基本的考え方</p> <p data-bbox="1173 432 2114 536">平成 16 年 12 月の信託業法の改正により、受託可能財産の制限が撤廃されるとともに、信託業の担い手が拡大され、金融機関以外の者による信託業への参入が可能となったところである。</p> <p data-bbox="1173 544 2114 823">信託業法（平成 16 年法律第 154 号。以下「法」という。）では、運用型信託会社は免許制、管理型信託会社は登録制とされ、免許の審査基準、登録の拒否事由が規定されているところであるが、新たな信託業の担い手の参入手続きをより円滑なものとするため、本監督指針においては、まず、免許及び登録の審査に当たって留意すべき事項を具体的に規定することとした。円滑な参入手続きは、信託業への新規参入の促進、ひいては、資産の運用手段や企業の資金調達手段の多様化を通じた金融の円滑化にも資するものと考えられる。</p> <p data-bbox="1173 831 2114 1046"><u>また、平成 18 年 6 月の証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 18 年法律第 66 号）の中で信託業法の改正が行われた。本改正では、市場リスクにより元本について損失が生じるおそれがある信託契約を「特定信託契約」として、金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号）の行為規制が準用されることとなったことから、特定信託契約に係る留意事項を新たに追加することとした。</u></p> <p data-bbox="1173 1054 2114 1302"><u>さらに、平成 18 年 12 月の信託法（平成 18 年法律第 108 号）の成立に伴い、新しい信託類型として、信託法第 3 条第 3 号に掲げる方法によってする信託（以下「自己信託」という。）が認められた。信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 18 年法律第 109 号。以下「信託法整備法」という。）の中で信託業法の改正も行われ、自己信託については、当該自己信託の受益権を多数の者が取得することができる場合、登録制とされたことから、登録の審査にあたって留意すべき事項を新たに追加することとした。</u></p> <p data-bbox="1151 1342 1646 1374">1-2 監督に当たっての基本的考え方</p> <p data-bbox="1173 1414 1270 1445">(1) (略)</p> <p data-bbox="1173 1485 1270 1517">(2) (略)</p>

現 行	改 正 後
<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>1-3 本監督指針の位置付け</p> <p>本監督指針は、<u>信託業法第2条</u>に規定する信託会社、外国信託会社、信託契約代理店、<u>信託受益権販売業者</u>、法第51条第1項の信託の受託者（以下「特定信託業者」という。）及び法第52条第1項の登録を受けた同項に規定する承認事業者（以下「承認事業者」という。）並びに金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和18年法律第43号。以下「兼営法」という。）第1条第1項の認可を受けた金融機関（以下「信託兼営金融機関」という。）（以下「信託会社等」という。）の監督事務に関し、その基本的考え方、免許・登録審査に際しての留意事項、業務運営の状況に関して報告・改善を求める場合の留意事項等を総合的にまとめたものである。</p> <p>1-4 財務局、検査部局との適切な連携の確保 (略)</p> <p>1-4-1 金融庁・各財務局間の連携 (略)</p> <p>1-4-2 検査部局との連携 (略)</p>	<p>(3) さらに、<u>信託の受益権を多数の者が取得することができる自己信託については登録制であり、登録を受けた者が他に営む業務（兼業業務）についても、金融監督当局の監督（検査）対象となることに留意する必要がある。</u></p> <p>(4) <u>自己信託の登録にあたっては、受益者保護の観点から、以下の観点に留意する必要がある。</u></p> <p>① <u>受託者（委託者）の裁量により信託財産を運用することが可能な当該自己信託では、運用型信託会社に準じた体制整備が必要である。</u></p> <p>② <u>信託財産につき保存行為又は財産の性質を変えない範囲の利用行為若しくは改良行為のみが行われる当該自己信託では、管理型信託会社に準じた体制が必要である。</u></p> <p>1-3 本監督指針の位置付け</p> <p>本監督指針は、<u>法第2条</u>に規定する信託会社、外国信託会社、信託契約代理店、<u>法第50条の2第1項の登録を受けた者</u>、法第51条第1項の信託の受託者（以下「特定信託業者」という。）及び法第52条第1項の登録を受けた同項に規定する承認事業者（以下「承認事業者」という。）並びに金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和18年法律第43号。以下「兼営法」という。）第1条第1項の認可を受けた金融機関（以下「信託兼営金融機関」という。）（以下「信託会社等」という。）の監督事務に関し、その基本的考え方、免許・登録審査に際しての留意事項、業務運営の状況に関して報告・改善を求める場合の留意事項等を総合的にまとめたものである。</p> <p>1-4 財務局、検査部局との適切な連携の確保 (略)</p> <p>1-4-1 金融庁・各財務局間の連携 (略)</p> <p>1-4-2 検査部局との連携 (略)</p>

現 行	改 正 後
<p>2 事務の取扱いに関する一般的事項</p> <p>2-1 監督事務の取扱い</p> <p>2-1-1 金融庁進達事項の処理 (略)</p> <p>2-1-2 管轄財務局長権限の一部の管轄財務事務所長への内部委任 (略)</p> <p>2-1-3 財務局長間の連絡調整</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) その他、<u>令第27条から第31条</u>までの規定により委任された権限の行使に当たっては、他の財務局長及び金融庁長官との十分な連携を図るものとする。</p> <p>2-2 類似商号使用者等に対する警告等</p> <p>2-2-1 実態把握等 (略)</p> <p>2-2-2 類似商号使用者等及び無免許又は無登録業者に対する警告等 (略)</p> <p>2-3 法令解釈等の照会を受けた場合の対応</p> <p>2-3-1 照会を受ける内容の範囲 信託業法及び兼営法並びにこれらに関連する政令及び府令等金融庁が所管する法令に関するものとする。なお、照会が権限外の法令等に係るもので</p>	<p>2 事務の取扱いに関する一般的事項</p> <p>2-1 監督事務の取扱い</p> <p>2-1-1 金融庁進達事項の処理 (略)</p> <p>2-1-2 管轄財務局長権限の一部の管轄財務事務所長への内部委任 (略)</p> <p>2-1-3 財務局長間の連絡調整</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) その他、<u>令第20条から第24条</u>までの規定により委任された権限の行使に当たっては、他の財務局長及び金融庁長官との十分な連携を図るものとする。</p> <p>2-2 類似商号使用者等に対する警告等</p> <p>2-2-1 実態把握等 (略)</p> <p>2-2-2 類似商号使用者等及び無免許又は無登録業者に対する警告等 (略)</p> <p>2-3 法令解釈等の照会を受けた場合の対応</p> <p>2-3-1 照会を受ける内容の範囲 信託業法及び兼営法並びにこれらに関連する政令及び府令等金融庁が所管する法令に関するものとする。なお、照会が権限外の法令等に係るもので</p>

現 行	改 正 後
<p>あった場合には、コメント等は厳に慎むものとする。なお、信託法（<u>大正 11 年法律第 62 号</u>）は法務省の所管であることに留意する。</p> <p>2-3-2 照会に対する回答方法 （略）</p> <p>2-3-3 法令適用事前確認手続（ノーアクションレター制度） （略）</p> <p>2-4 苦情等を受けた場合の対応 （略）</p> <p>2-5 行政指導等を行う際の留意点等</p> <p>2-5-1 行政指導等を行う際の留意点 （略）</p> <p>2-5-2 面談等を行う際の留意点 （略）</p> <p>2-5-3 連絡・相談手続 （略）</p>	<p>あった場合には、コメント等は厳に慎むものとする。なお、信託法は法務省の所管であることに留意する。</p> <p>2-3-2 照会に対する回答方法 （略）</p> <p>2-3-3 法令適用事前確認手続（ノーアクションレター制度） （略）</p> <p>2-4 苦情等を受けた場合の対応 （略）</p> <p>2-5 行政指導等を行う際の留意点等</p> <p>2-5-1 行政指導等を行う際の留意点 （略）</p> <p>2-5-2 面談等を行う際の留意点 （略）</p> <p>2-5-3 連絡・相談手続 （略）</p>

現 行	改 正 後
<p data-bbox="147 284 398 316">3 運用型信託会社</p> <p data-bbox="147 360 367 392">3-1 行政報告</p> <p data-bbox="170 432 271 464">(1) (略)</p> <p data-bbox="170 504 1099 571">(2) 財務局長は、次に掲げる委任事項について行政処理を行ったときは、その結果を遅滞なく監督局長に報告するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li data-bbox="199 579 831 611">① 法第 6 条及び第 13 条第 1 項の規定による認可 <li data-bbox="199 616 1115 683">② 法第 18 条（法第 20 条において準用する場合を含む。）の規定による命令 <li data-bbox="199 687 831 719">③ 法第 21 条第 2 項及び第 4 項の規定による承認 <li data-bbox="199 724 1115 826">④ 法第 41 条第 1 項（第 1 号に係る部分に限る。）及び第 4 項並びに規則第 48 条第 1 項（第 5 号及び第 10 号に係る部分に限る。）の規定による届出の受理 <li data-bbox="199 831 1099 898">⑤ 法第 42 条第 1 項（法第 50 条第 3 項において準用する場合を含む。）及び第 2 項の規定による報告及び資料の提出の命令 <li data-bbox="199 903 842 935">⑥ 法第 43 条及び第 44 条第 2 項の規定による命令 <li data-bbox="199 940 1025 971">⑦ 法第 44 条第 1 項の規定による業務の全部又は一部の停止命令 <li data-bbox="199 976 1115 1043">⑧ 法第 49 条第 1 項及び第 3 項の規定による請求並びに法第 50 条第 2 項の規定による意見の陳述 <p data-bbox="147 1090 730 1121">3-2 免許申請書の審査に際しての留意事項</p> <p data-bbox="170 1161 1115 1228">申請者より、法第 4 条に基づく免許の申請があった場合には、以下の点に留意するものとする。</p> <p data-bbox="147 1273 981 1305">3-2-1 免許申請書及び添付書類の受理に当たっての留意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li data-bbox="170 1310 271 1342">(1) (略) <li data-bbox="170 1382 271 1414">(2) (略) <li data-bbox="170 1453 271 1485">(3) (略) 	<p data-bbox="1146 284 1397 316">3 運用型信託会社</p> <p data-bbox="1146 360 1366 392">3-1 行政報告</p> <p data-bbox="1169 432 1270 464">(1) (略)</p> <p data-bbox="1169 504 2098 571">(2) 財務局長は、次に掲げる委任事項について行政処理を行ったときは、その結果を遅滞なく監督局長に報告するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li data-bbox="1198 579 1830 611">① 法第 6 条及び第 13 条第 1 項の規定による認可 <li data-bbox="1198 616 2110 683">② 法第 18 条（法第 20 条において準用する場合を含む。）の規定による命令 <li data-bbox="1198 687 1830 719">③ 法第 21 条第 2 項及び第 4 項の規定による承認 <li data-bbox="1198 724 2110 826">④ 法第 41 条第 1 項（第 1 号に係る部分に限る。）及び第 4 項並びに規則第 48 条第 1 項（第 5 号及び第 10 号に係る部分に限る。）の規定による届出の受理 <li data-bbox="1198 831 2098 898">⑤ 法第 42 条第 1 項（法第 50 条第 3 項において準用する場合を含む。）及び第 2 項の規定による報告及び資料の提出の命令 <li data-bbox="1198 903 1841 935">⑥ 法第 43 条及び第 44 条第 2 項の規定による命令 <li data-bbox="1198 940 2024 971">⑦ 法第 44 条第 1 項の規定による業務の全部又は一部の停止命令 <li data-bbox="1198 976 2110 1043">⑧ 法第 49 条第 1 項及び第 2 項の規定による請求並びに法第 50 条第 2 項の規定による意見の陳述 <p data-bbox="1146 1090 1729 1121">3-2 免許申請書の審査に際しての留意事項</p> <p data-bbox="1169 1161 2114 1228">申請者より、法第 4 条に基づく免許の申請があった場合には、以下の点に留意するものとする。</p> <p data-bbox="1146 1273 1980 1305">3-2-1 免許申請書及び添付書類の受理に当たっての留意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li data-bbox="1169 1310 1270 1342">(1) (略) <li data-bbox="1169 1382 1270 1414">(2) (略) <li data-bbox="1169 1453 1270 1485">(3) (略)

現 行	改 正 後
<p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) (略)</p> <p>(7) (略)</p> <p>(8) 規則第5条第2項第8号に掲げる「主要株主が法第5条第2項第9号イ及びロ並びに第10号イからハまでのいずれにも該当しない者であることを免許申請者が誓約する書面」には、主要株主が同項第9号イ及びロ並びに第10号イからハまでのいずれにも該当しないことを誓約する旨のほか、「当該誓約が虚偽の誓約であることが判明した場合には、法第44条第1項第4号に掲げる免許取消し事由に該当すること及び法第111条2号の規定による罰則の適用があり得ることを認識している」旨が記載されたものを提出させるものとする。</p> <p>(9) 規則第5条第2項第11号に掲げる「信託業務に関する知識及び経験を有する者の確保の状況並びに当該者の配置の状況を記載した書面」には、以下の事項を記載するものとする。</p> <p>① (略)</p> <p>② 信託業務に携った経験を有する者及び管理及び処分を行う財産の管理・処分業務に携った経験を有する者の経歴並びに当該者の配置予定先</p> <p>(10) 規則第5条第2項第12号に掲げる「その他法第5条の規定による審査をするため参考となるべき事項を記載した書面」とは、具体的には以下のとおり取り扱うものとする。</p> <p>なお、②については、引受けを行おうとする全ての信託財産について記載される必要があることに留意するものとする。</p> <p>① (略)</p> <p>② (略)</p> <p>③ 信託業務の一部を第三者に委託する場合（委託先が確定していない場合を除く。）には、委託先の業務遂行能力が確保されていることを明らかにした書面及び委託先の業務遂行能力を継続的に確認するための体制（委託先の業務遂行能力に問題がある場合における対応策を含む。）</p>	<p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) (略)</p> <p>(7) (略)</p> <p>(8) 規則第5条第2項第7号に掲げる「主要株主が法第5条第2項第9号イ及びロ並びに第10号イからハまでのいずれにも該当しない者であることを免許申請者が誓約する書面」には、主要株主が同項第9号イ及びロ並びに第10号イからハまでのいずれにも該当しないことを誓約する旨のほか、「当該誓約が虚偽の誓約であることが判明した場合には、法第44条第1項第4号に掲げる免許取消し事由に該当すること及び法第91条2号の規定による罰則の適用があり得ることを認識している」旨が記載されたものを提出させるものとする。</p> <p>(9) 規則第5条第2項第10号に掲げる「信託業務に関する知識及び経験を有する者の確保の状況並びに当該者の配置の状況を記載した書面」には、以下の事項を記載するものとする。</p> <p>① (略)</p> <p>② 信託業務に携った経験を有する者並びに管理及び処分を行う財産の管理・処分業務に携った経験を有する者の経歴及び配置予定先</p> <p>(10) 規則第5条第2項第11号に掲げる「その他法第5条の規定による審査をするため参考となるべき事項を記載した書面」とは、具体的には以下のとおり取り扱うものとする。</p> <p>なお、②については、引受けを行おうとする全ての信託財産について記載される必要があることに留意するものとする。</p> <p>① (略)</p> <p>② (略)</p> <p>③ 信託業務の一部を第三者に委託する場合（法第22条第3項各号に掲げる業務を委託する場合を除く。）には、委託先の業務遂行能力を継続的に確認するための体制（委託先の業務遂行能力に問題がある場合における対応策を含む。）を明らかにした書面</p>

現 行	改 正 後
<p>を明らかにした書面 ④（略）</p> <p>3-2-2 業務方法書の審査 法第5条第1項第1号に基づく定款及び業務方法書の審査のうち、業務方法書の規定が法令に適合し、信託業務を適正に遂行するために十分なものであるか否かの審査については、法第4条第3項各号及び規則第6条第2項各号に掲げる必要記載項目ごとに、以下の点に留意するものとする。</p> <p>(1) 引受けを行う信託財産の種類 （略）</p> <p>(2) 信託財産の管理又は処分の方法 （略）</p> <p>(3) 信託財産の分別管理の方法 管理又は処分を行う信託財産の種類ごとに固有財産及び他の信託財産との分別管理の方法が記載されているか。<u>公示手段として信託の登記又は登録の制度が設けられている財産権については、登記又は登録をする旨が記載されているか。</u>なお、信託財産の管理を第三者に委託する場合には、委託先に求める<u>分別管理の方法についても記載されているか。</u></p> <p>(4) 信託業務の実施体制 （略）</p> <p>(5) 信託業務の一部を第三者に委託する場合には、委託する信託業務の内容及びその委託先（委託先が確定していない場合は、委託先の選定に係る基準及び手続） <u>委託する信託業務の類型ごとに委託先が記載されているか。</u>なお、<u>委託先が確定していない場合における委託先の選定に係る基準及び手続については、委託先が法第22条第1項第2号に掲げる要件を満たすよう、例えば以下のような委託先の選定基準が記載されているとともに、選定に係る手続が具体的に記載されているか。</u></p> <p>① 委託する信託業務の類型ごとに、当該委託する業務に関して規制する</p>	<p>④（略）</p> <p>3-2-2 業務方法書の審査 法第5条第1項第1号に基づく定款及び業務方法書の審査のうち、業務方法書の規定が法令に適合し、信託業務を適正に遂行するために十分なものであるか否かの審査については、法第4条第3項各号及び規則第6条第2項各号に掲げる必要記載項目ごとに、以下の点に留意するものとする。</p> <p>(1) 引受けを行う信託財産の種類 （略）</p> <p>(2) 信託財産の管理又は処分の方法 （略）</p> <p>(3) 信託財産の分別管理等の方法 管理又は処分を行う信託財産の種類ごとに<u>信託法第34条の規定に基づき信託財産に属する財産と固有財産及び他の信託の信託財産に属する財産との分別管理の方法が記載されているか。</u> <u>また、信託財産の管理を第三者に委託する場合には、委託先に求める信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理方法が記載されているか。</u></p> <p>(4) 信託業務の実施体制 （略）</p> <p>(5) 信託業務の一部を第三者に委託する場合には、委託する信託業務の内容及び<u>委託先の選定に係る基準及び手続（法第22条第3項各号に掲げる業務を委託する場合を除く。）</u> 委託先の選定に係る基準及び手続については、委託先が法第22条第1項第2号に掲げる要件を満たすよう、例えば以下のような委託先の選定基準が記載されているとともに、選定に係る手続が具体的に記載されているか。</p> <p>① 委託する信託業務の類型ごとに、当該委託する業務に関して規制する</p>

現 行	改 正 後
<p>法律に基づく免許、登録等を受けている者であること。</p> <p>② 信用力等に照らし、委託する業務の継続的な遂行が可能である者であること。</p> <p>③ 委託する業務に係る実績や業務の内容に即した人材の確保の状況等に照らし、委託する業務を的確に遂行する能力がある者であること。</p> <p>④ 委託される<u>財産の分別管理</u>を行う体制や内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されている者であること。</p> <p>(6) <u>信託受益権販売業を営む場合には、当該業務の実施体制 10-2-4(1)②に準じ、原則として(4)に併せて記載されているか。</u></p> <p>(7) 信託業務の運営の基本方針 (略)</p> <p>(8) 信託契約締結の勧誘、信託契約の内容の明確化及び信託財産の状況に係る情報提供に関する基本方針</p>	<p>法律に基づく免許、登録等を受けている者であること。</p> <p>② 信用力等に照らし、委託する業務の継続的な遂行が可能である者であること。</p> <p>③ 委託する業務に係る実績や業務の内容に即した人材の確保の状況等に照らし、委託する業務を的確に遂行する能力がある者であること。</p> <p>④ 委託される<u>信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理</u>を行う体制や内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されている者であること。</p> <p>(6) <u>信託受益権売買等業務（金融商品取引法第 65 条の 5 第 1 項に規定する信託受益権の売買等を行う業務をいう。）を営む場合には、当該業務の実施体制</u> <u>信託受益権売買等業務の実施体制として以下の事項が、原則として(4)に併せて記載されているか。</u></p> <p>① <u>行おうとする信託受益権売買等業務の規模・特性に応じて、顧客管理、苦情・紛争処理、社内教育・研修、法令等遵守の管理（誤認防止体制の確保を含む。）、内部監査等を的確に行うための体制が記載されているか。また、内部監査部門は、信託受益権売買等業務を行う全ての部門に対して十分な牽制機能が働く独立した体制となっているか。</u> <u>なお、信託受益権売買等業務を担当する組織及びその事務分掌について、業務方法書に詳細を記載していない場合には、社内規則に規定する旨が定められるとともに当該社内規則が整備されているか。</u></p> <p>② <u>誤認防止のための体制として、例えば、規則第 72 条第 2 項第 1 号及び第 2 号に掲げるような体制が記載されているか。</u></p> <p>③ <u>取り扱う信託受益権に係る受託者である信託会社、外国信託会社又は信託兼営金融機関に対して、必要に応じて当該信託受益権の内容に関する照会を行うこととしているか。</u></p> <p>④ <u>法令等を遵守し、信託受益権の適切な説明を顧客に行えるよう営業の担当者に適切に研修等を実施することとしているか。</u></p> <p>(7) 信託業務の運営の基本方針 (略)</p> <p>(8) 信託契約締結の勧誘、信託契約の内容の明確化及び信託財産の状況に係る情報提供に関する基本方針</p>

現 行	改 正 後
<p>(略)</p> <p>3-2-3 財産的基礎の審査 (略)</p> <p>3-2-4 人的構成に照らした業務遂行能力の審査 申請者が法第5条第1項第3号並びに規則第7条第3号及び第4号に掲げる業務遂行能力等に関する基準を満たしているか否かについては、業務方法書等の記載内容に照らして、以下により判断することとする。なお、これらはあくまでも例示であり、その行うべき体制整備等は申請者が行おうとする信託業務の規模、特性により異なることに留意し、申請者が以下の基準を満たしていない場合には、満たす必要がない合理的理由について聴取することとする。</p> <p>(1) 顧客保護の観点からの信託業務の執行方法の審査</p> <p>① 信託財産の分別管理の執行方法 (略)</p> <p>② 信託契約の締結の勧誘及び信託契約の内容の明確化の執行方法 (略)</p> <p>③ 信託財産の状況に係る情報提供及び信託財産の経理に関する業務の執行方法 信託財産の状況に関する情報提供に関する社内規則に、受益者への運用状況の情報提供方法が具体的に定められているか。また、規則第5条第2項第9号イに掲げる信託財産に関する経理に関する社内規則に、信託財産の経理に関する基準(信託財産の評価方法、収益金の計算方法等)が定められているか。なお、受益者への運用状況の情報提供、収益金の計算及び実際の支払い等は、信託財産運用部門、営業の本部機能を有する部門から独立した部門が行うなど相互牽制機能が十分に働く執行体制となっているか。</p> <p>④ 帳簿書類の作成及び閲覧の方法 規則第5条第2項第9号ロに掲げる帳簿書類の作成及び閲覧に関する社内規則に、信託法第39条第1項に規定する帳簿及び同条第2項に規定する財産目録の作成及び閲覧の方法が具体的に記載されているか。</p>	<p>(略)</p> <p>3-2-3 財産的基礎の審査 (略)</p> <p>3-2-4 人的構成に照らした業務遂行能力の審査 申請者が法第5条第1項第3号並びに規則第7条第3号及び第4号に掲げる業務遂行能力等に関する基準を満たしているか否かについては、業務方法書等の記載内容に照らして、以下により判断することとする。なお、これらはあくまでも例示であり、その行うべき体制整備等は申請者が行おうとする信託業務の規模、特性により異なることに留意し、申請者が以下の基準を満たしていない場合には、満たす必要がない合理的理由について聴取することとする。</p> <p>(1) 顧客保護の観点からの信託業務の執行方法の審査</p> <p>① 信託財産の分別管理の執行方法 (略)</p> <p>② 信託契約の締結の勧誘及び信託契約の内容の明確化の執行方法 (略)</p> <p>③ 信託財産の状況に係る情報提供及び信託財産の経理に関する業務の執行方法 信託財産の状況に関する情報提供に関する社内規則に、受益者への運用状況の情報提供方法が具体的に定められているか。また、規則第5条第2項第8号イに掲げる信託財産に関する経理に関する社内規則に、信託財産の経理に関する基準(信託財産の評価方法、収益金の計算方法等)が定められているか。なお、受益者への運用状況の情報提供、収益金の計算及び実際の支払い等は、信託財産運用部門、営業の本部機能を有する部門から独立した部門が行うなど相互牽制機能が十分に働く執行体制となっているか。</p> <p>④ 帳簿書類の作成及び保存並びに閲覧の方法 規則第5条第2項第8号ロに掲げる帳簿書類の作成及び保存並びに閲覧に関する社内規則に、信託法第37条第1項に規定する帳簿等及び同条第2項に規定する貸借対照表、損益計算書等の作成及び保存並びに閲覧の方法が具体的に記載されているか。</p>

現 行	改 正 後
<p>(2) 経営体制等に照らした業務遂行能力の審査</p> <p>① 経営体制（役員又は従業員の確保状況） （略）</p> <p>② 業務運営体制</p> <p>イ（略） ロ（略） ハ（略） ニ（略） ホ（略）</p> <p>へ 法第 29 条第 2 項各号に掲げる取引を行おうとする場合には、社内規則において、当該取引を行う旨、<u>当該取引の概要（態様及び条件を含む。）及び信託財産に損害を与えるおそれがないことの客観的・合理的な理由付け・疎明が、具体的に検証</u>できる形で定められているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> 例えば、信託勘定から固有勘定への運用に際し、受託者の信用リスクを適切に評価することとしているか。特に、受託者の財務の健全性低下が懸念される場合に<u>上記の客観的・合理的な理由付け・疎明</u>を行うには、より慎重かつ保守的な検証が必要であることを踏まえた社内規則となっているか。 当該取引を実施する部門から独立した内部監査部門による定期的かつ実効性のある検証・監査ができる体制が整備されているか。 <p>③ 業務管理体制</p> <p>イ（略）</p> <p>ロ 委託先の管理体制</p> <p>信託会社が信託業務の一部を第三者に委託する場合（<u>委託先が確定していない場合を除く。</u>）には、<u>委託先が委託された信託業務を的確に遂行することができるよう、委託先において、以下の体制が整備されているか。また、信託会社は、委託先が業務遂行能力や委託に係る契約に記載された条件を満たしているかを継続的に確認できる体制を整備しているか。さらに、委託先の業務遂行能力に問題がある場合における対応策（業務の改善の指導、委託の解消等）を明確に定めているか。</u></p> <p>a 委託される業務の内容に即した人材（管理・処分を行う資産に関</p>	<p>(2) 経営体制等に照らした業務遂行能力の審査</p> <p>① 経営体制（役員又は従業員の確保状況） （略）</p> <p>② 業務運営体制</p> <p>イ（略） ロ（略） ハ（略） ニ（略） ホ（略）</p> <p>へ 法第 29 条第 2 項各号に掲げる取引を行おうとする場合には、社内規則において、当該取引を行う旨<u>及び当該取引の概要（態様及び条件を含む。）を定めている場合、又は当該取引に関する重要な事実を開示してあらかじめ書面若しくは電磁的方法による受益者の承認を得た場合であり、かつ、受益者の保護に支障を生ずることがない場合として規則第 41 条第 3 項各号に該当することを疎明</u>できる形で定められているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> 例えば、信託勘定から固有勘定への運用に際し、受託者の信用リスクを適切に評価することとしているか。特に、受託者の財務の健全性低下が懸念される場合、<u>上記に該当する場合の疎明</u>を行うには、より慎重かつ保守的な検証が必要であることを踏まえた社内規則となっているか。 当該取引を実施する部門から独立した内部監査部門による定期的かつ実効性のある検証・監査ができる体制が整備されているか。 <p>③ 業務管理体制</p> <p>イ（略）</p> <p>ロ 委託先の管理体制</p> <p>信託会社が信託業務の一部を第三者に委託する場合（<u>法第 22 条第 3 項各号に掲げる業務を委託する場合を除く。</u>）には、信託会社は、<u>委託先が業務遂行能力や委託に係る契約に記載された条件を満たしているかを継続的に確認できる体制を整備しているか。また、委託先の業務遂行能力に問題がある場合における対応策（業務の改善の指導、委託の解消等）を明確に定めているか。なお、信託会社の委託先の業務遂行能力の確認については、委託先において以下の体制が整備されているか留意する。</u></p> <p>a 委託される業務の内容に即した人材（管理・処分を行う資産に関</p>

現 行	改 正 後
<p>する知識・経験を有する者、受託者責任に習熟した者等)が確保されているか。</p> <p>b 委託を受けた財産の分別管理の体制が整備されているか。</p> <p>c 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されているか。</p> <p>ハ 内部管理体制の整備</p> <p>a 規則第5条第2項第9号ハに掲げる内部管理に関する業務の運営に関する社内規則に、当該業務の具体的な運営方法及び社内における責任体制が明確に記載されているか。</p> <p>b 信託業務に関する社内規則の内容を信託業務に携わる全役職員に周知徹底することとしているか。</p>	<p>する知識・経験を有する者、受託者責任に習熟した者等)が確保されているか。</p> <p>b 委託を受けた信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の方法により管理する体制が整備されているか。</p> <p>c 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されているか。</p> <p>ハ 内部管理体制の整備</p> <p>a 規則第5条第2項第8号ハに掲げる内部管理に関する業務の運営に関する社内規則に、当該業務の具体的な運営方法及び社内における責任体制が明確に記載されているか。</p> <p>b 信託業務に関する社内規則の内容を信託業務に携わる全役職員に周知徹底することとしているか。</p>
<p>3-2-5 免許拒否事由の審査 (略)</p>	<p>3-2-5 免許拒否事由の審査 (略)</p>
<p>3-3 監督に係る事務処理上の留意事項</p>	<p>3-3 監督に係る事務処理上の留意事項</p>
<p>3-3-1 営業保証金に係る留意事項 (略)</p>	<p>3-3-1 営業保証金に係る留意事項 (略)</p>
<p>3-3-2 業務方法書の変更認可</p> <p>法第13条第1項に規定する業務方法書の変更認可については、以下の点に留意するものとする。また、審査に当たっては、その変更内容に応じて、本監督指針の免許の審査基準を満たさないこととならないかどうか留意するものとする。</p>	<p>3-3-2 業務方法書の変更認可</p> <p>法第13条第1項に規定する業務方法書の変更認可については、以下の点に留意するものとする。また、審査に当たっては、その変更内容に応じて、本監督指針の免許の審査基準を満たさないこととならないかどうか留意するものとする。</p>
<p>(1) 規則第24条第2項第4号に掲げる「その他次項に規定する審査をするため参考となるべき事項を記載した書類」については、業務方法書の変更内容に応じて、3-2-1(9)及び(10)に記載した書面の提出を求めるものとする。</p> <p>(2) <u>信託業務の一部を第三者に委託しようとする信託会社が、委託先が確定していないため、業務方法書に委託先の選定に係る基準及び手続きを記載</u></p>	<p>(1) 規則第24条第2項第4号に掲げる「その他次項に規定する審査をするため参考となるべき事項を記載した書類」については、業務方法書の変更内容に応じて、3-2-1(9)及び(10)に記載した書面の提出を求めるものとする。</p> <p>(削除)</p>

現 行	改 正 後
<p><u>した場合であって、当該基準及び手続きに従った選定により委託先が確定した場合には、委託先の確定に伴う業務方法書の変更認可は不要であることに留意するものとする。</u></p>	
<p>3-3-3 取締役の兼職の制限 (略)</p>	<p>3-3-3 取締役の兼職の制限 (略)</p>
<p>3-3-4 兼業承認 (略)</p>	<p>3-3-4 兼業承認 (略)</p>
<p>3-3-5 信託業務の委託 <u>法第 22 条第 1 項に規定する「信託業務の委託」に該当するか否かは、信託業務の一部の委託を受けた第三者が行う業務の内容及び個々の信託財産の管理又は処分の状況等に照らして、当該第三者が信託財産の管理又は処分に関する裁量を有すると認められるか否かにより判断することとし、定型的なサービス提供者のサービスを利用する場合や、単純な事務処理等を行わせる場合には、これに該当しないことに留意する。</u> <u>具体的には、例えば以下のような行為が委託に該当するものと考えられるが、上記に照らして個別に判断することとする。</u> <u>① 第三者が信託財産を保管する場合</u> <u>② 第三者が信託財産の譲渡契約、貸付契約等の締結の代理権を有する場合</u> <u>③ 第三者が金銭の運用に関する権限を有する場合（金銭信託）</u> <u>④ 第三者が金銭債権の回収を行う場合（金銭債権信託）</u> <u>⑤ 第三者が株式の議決権行使の内容を決定する権限を有する場合（有価証券管理信託）</u> <u>⑥ 第三者が建物設備やテナントの管理権限を有する場合（建物管理信託）</u> <u>⑦ 第三者が建物の建築を請け負う場合（土地信託）</u> <u>（注）例えば以下のような行為は「信託業務の委託」に該当しないと考えられる。</u> <u>イ 信託財産を運送会社に運搬させる場合</u> <u>ロ 有価証券の売買を証券会社を通じて行う場合</u> <u>ハ 不動産の処分を不動産会社を通じて行う場合</u> <u>ニ 社債等の振替に関する法律（平成 13 年法律第 75 号）に規定する振替口座簿の記載又は記録（これに類似するものを含む。）を振替機関及び</u></p>	<p>3-3-5 信託業務の委託 <u>(1) 法第 22 条第 3 項第 1 号に規定する「信託財産の保存行為に係る業務」とは、信託財産の現状を維持するために必要な一切の行為をいう。</u> <u>例えば、以下のような行為にとどまっているか。</u> <u>① 知的財産権等に対する侵害を排除するための行為</u> <u>② 未登記不動産等について登記等を行う行為</u> <u>③ 消滅時効の中断等財産権の消滅を防止する行為</u> <u>④ 配当、利息の受取り等財産権からの予定された収益を収受する行為</u> <u>⑤ 建物の修繕を行う行為</u> <u>⑥ 信託財産の保管</u> <u>⑦ 第三者が行う金銭債権の回収事務の内容が、債務者から当該第三者の預金口座に入金された弁済金を受託者の預金口座に入金する行為</u> <u>(2) 法第 22 条第 3 項第 2 号に規定する「信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用又は改良を目的とする業務」とは、物や権利の性質を変更しない範囲で、収益を図る行為（利用行為）又は利用価値若しくは交換価値を増加させる行為（改良行為）をいう。</u> <u>① 財産の性質を変えない範囲内における利用行為</u> <u>財産の通常の利用により収益を得ることを図る行為になっているか。</u> <u>また、長期にわたり他の方法による利用ができなくなるなど実質的に財産の処分を行っていることがないか。</u> <u>例えば、以下のような行為にとどまっているか。</u> <u>イ 信託財産の管理又は処分により生じた金銭を普通預貯金により管理する行為</u> <u>ロ 民法（明治 29 年法律第 89 号）第 602 条に規定する短期賃貸借に該</u></p>

現 行	改 正 後
<p><u>口座管理機関に行わせる場合</u></p> <p>ホ <u>有価証券を日本銀行又は証券保管振替機構に預託する場合</u></p> <p>ヘ <u>訴訟を弁護士に委託する場合</u></p> <p>ト <u>第三者が行う金銭債権の回収事務の内容が、債務者から当該第三者の預金口座に入金された弁済金を受託者の預金口座に入金することとどまるなど、裁量を有しないものである場合</u></p> <p>チ <u>信託財産を他の信託会社又は信託兼営金融機関に信託する場合</u></p>	<p><u>当する行為</u></p> <p>ハ <u>知的財産権に関し他者の利用を制限しない通常実施権を設定する行為</u></p> <p>ニ <u>知的財産権に関し他者の利用を制限する専用実施権を短期間（3年以内）設定する行為</u> <u>また、例えば、以下のような行為を行っていないか。</u></p> <p>イ <u>預貯金を貸付債権に変更する行為</u></p> <p>ロ <u>上記ロの短期貸借に該当しない貸借に該当する行為</u></p> <p>ハ <u>知的財産権に関し専用実施権を長期間設定する行為</u></p> <p>② <u>財産の性質を変えない範囲内における改良行為</u> <u>財産の価値を増加させる行為になっているか。また、財産の内容を実質的に変更するものとなっていないか。</u> <u>例えば、以下のような行為にとどまっているか。</u></p> <p>イ <u>無利息債権を利息付債権に変更する行為</u></p> <p>ロ <u>財産権から担保権という負担を除去する行為</u> <u>また、例えば、以下のような行為を行っていないか。</u></p> <p>イ <u>農地を宅地に変更する行為</u></p> <p>ロ <u>預貯金を株式に変更する行為</u></p> <p>(3) <u>法第22条第3項第3号</u></p> <p>① <u>規則第29条第1号及び第2号に規定する「指図」の内容は、信託財産の管理又は処分の方法を受託者又は委託先の裁量を生じないように特定する必要がある。</u></p> <p>② <u>規則第29条第3号に規定する「信託会社が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為」とは、「定型的なサービス提供者がそのサービスを提供する行為」、「単純な事務を処理する行為」、「弁護士・会計士等が専門家として提供する行為」のように、信託会社から委託を受けた業務が、信託の目的、信託会社が行う業務の内容等に照らして、信託事務処理の手段である行為を補助するにすぎないものをいう。</u></p> <p>(注) <u>例えば、以下のような行為が「信託会社が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為」に該当すると考えられる。</u></p> <p>イ <u>運送会社が信託財産を運搬する行為</u></p> <p>ロ <u>証券会社が有価証券を補助的に売買する行為</u></p> <p>ハ <u>不動産会社が不動産を補助的に処分する行為</u></p> <p>ニ <u>振替機関及び口座管理機関が社債等の振替に関する法律（平成13</u></p>

現 行	改 正 後
<p>3-3-6 産業活力再生特別措置法に関する留意事項 (略)</p> <p>3-4 業務運営の状況に関して報告・改善を求める場合の留意事項</p> <p>運用型信託会社の業務運営の適切性、健全性に疑義が生じた場合には、必要に応じ、法第 42 条に基づき報告を求め、重大な問題があると認められる場合には、法第 43 条に基づく命令を行うことが必要となる。その際の着眼点については、法令及び本監督指針に規定する免許申請の際の審査基準を満たしているか否かのほか、以下の点にも留意するものとする。</p> <p>3-4-1 業務運営状況の評価に関する留意事項 (略)</p> <p>3-4-2 忠実義務及び善管注意義務の遵守状況の評価に関する留意事項 (略)</p> <p>3-4-3 届出受理の際の留意事項 (略)</p> <p>3-4-4 信託業務の再委託</p> <p>信託業務の委託先が委託を受けた業務を再委託しようとする場合には、委託先は、法第 22 条第 1 項第 2 号及び第 3 号の要件を満たす者を再委託先に選定しているか。また、信託会社は、委託先が当該要件を満たす者を再委託先に選定していることを確認した上で再委託に同意しているか。</p> <p>さらに、信託会社及び委託先は、委託が繰り返される過程で法第 22 条第 1 項第 2 号及び第 3 号の趣旨が損なわれることのないよう、再委託契約の締結に当たって、法令遵守の観点から十分な検討を行っているか。</p> <p>なお、必要に応じ、信託会社又は委託先に対して法第 42 条に基づく報告を求め、さらに、重大な問題があるときは、信託会社に対して法第 43 条に</p>	<p><u>年法律第 75 号)に規定する振替口座簿の記載又は記録(これに類似するものを含む。)をする行為</u></p> <p><u>ホ 日本銀行又は証券保管振替機構が有価証券の預託を受ける行為</u></p> <p><u>ヘ 弁護士が訴訟の委託を受ける行為</u></p> <p>3-3-6 産業活力再生特別措置法に関する留意事項 (略)</p> <p>3-4 業務運営の状況に関して報告・改善を求める場合の留意事項</p> <p>運用型信託会社の業務運営の適切性、健全性に疑義が生じた場合には、必要に応じ、法第 42 条に基づき報告を求め、重大な問題があると認められる場合には、法第 43 条に基づく命令を行うことが必要となる。その際の着眼点については、法令及び本監督指針に規定する免許申請の際の審査基準を満たしているか否かのほか、以下の点にも留意するものとする。</p> <p>3-4-1 業務運営状況の評価に関する留意事項 (略)</p> <p>3-4-2 忠実義務及び善管注意義務の遵守状況の評価に関する留意事項 (略)</p> <p>3-4-3 届出受理の際の留意事項 (略)</p> <p>3-4-4 信託業務の再委託</p> <p>信託業務の委託先が委託を受けた業務を再委託しようとする場合(法第 22 条第 3 項各号に掲げる業務を再委託する場合を除く。)には、委託先は、法第 22 条第 1 項第 2 号の要件を満たす者を再委託先に選定しているか。</p> <p>また、委託先は、委託が繰り返される過程で法第 22 条第 1 項第 2 号の趣旨が損なわれることのないよう、再委託契約の締結に当たって、法令遵守の観点から十分な検討を行っているか。</p> <p>なお、必要に応じ、信託会社又は委託先に対して法第 42 条に基づく報告を求め、さらに、重大な問題があるときは、信託会社に対して法第 43 条に</p>

現 行	改 正 後
<p>基づく業務改善命令を発出することとする。</p> <p>3-4-5 顧客情報管理 (略)</p> <p>3-4-6 不祥事件に対する監督上の対応 (略)</p> <p>3-4-7 信託契約代理店の管理体制 (略)</p> <p>3-4-8 企業の社会的責任 (CSR) についての情報開示等 (略)</p> <p>3-5 行政処分を行う際の留意事項</p> <p>3-5-1 行政手続法に基づく手続き (略)</p> <p>3-5-2 意見交換制度 (略)</p> <p>3-5-3 監督処分に係る公告の留意事項 (略)</p> <p>3-5-4 信託法に基づく手続き 信託会社の免許を取り消した場合においても、当然に受託者たる地位を失うわけではないことから、法第 49 条第 1 項の規定により読み替えて適用する信託法第 47 条の規定に基づき、裁判所に対して受託者の解任請求を行うものとする。 また、法第 49 条第 3 項の規定により読み替えて適用する信託法第 49 条第 1 項の規定に基づき、裁判所に対して新受託者の選任請求を行うものとする。</p>	<p>3-4-5 顧客情報管理 (略)</p> <p>3-4-6 不祥事件に対する監督上の対応 (略)</p> <p>3-4-7 信託契約代理店の管理体制 (略)</p> <p>3-4-8 企業の社会的責任 (CSR) についての情報開示等 (略)</p> <p>3-5 行政処分を行う際の留意事項</p> <p>3-5-1 行政手続法に基づく手続き (略)</p> <p>3-5-2 意見交換制度 (略)</p> <p>3-5-3 監督処分に係る公告の留意事項 (略)</p> <p>3-5-4 信託法に基づく手続き 信託会社の免許を取り消した場合においても、当然に受託者たる地位を失うわけではないことから、法第 49 条第 1 項の規定により読み替えて適用する信託法第 58 条第 4 項の規定に基づき、裁判所に対して受託者の解任の申請を申し立てるものとする。 また、法第 49 条第 2 項の規定により読み替えて適用する信託法第 62 条第 2 項の規定に基づき、信託行為に新受託者となるべき者を指定する定めがあ</p>

現 行	改 正 後
<p>3-6 廃業等に係る留意事項</p> <p>信託会社から、法第41条第1項第1号及び規則第48条第1項第5号の規定による破産手続開始等の申立てに係る届出並びに法第41条第4項の規定による公告の届出（合併、会社分割及び事業譲渡に係るものを除く。）を受理した場合には、ヒアリング、法第42条に基づく報告徴求又は検査等を実施し、以下の点を確認するものとする。確認の結果、問題が認められた場合には業務改善命令を行うほか、免許取消事由が確認された場合には、直ちに免許取消しを行うこととする。</p> <p>① 届出を行った信託会社が法第44条第1項各号に掲げる免許取消の事由に該当していないか。</p> <p>② 法第41条第4項の規定による公告の届出（合併、会社分割及び事業譲渡に係るものを除く。）を受理した場合であって上記①に該当しない場合には、受託者の地位を辞することに関し、<u>信託法第43条の規定に基づき委託者及び受益者の承諾を得ているか又は信託法第46条の規定に基づき裁判所の許可を得ているか</u>。また、合併及び破産以外の解散の場合には、解散事由が発生しているか。</p> <p>（注）信託法上、信託の受託者については、<u>①信託行為に別段の定めがある場合（第43条）、②受益者及び委託者の承諾がある場合（第43条）及びやむを得ない事由があるときに裁判所の許可を受けた場合（第46条）にのみ辞任が認められている。</u></p> <p>3-7 検査部局との連携 （略）</p> <p>3-7-1 検査部局による検査着手前 （略）</p> <p>3-7-2 検査部局による検査結果通知後 （略）</p>	<p>るときは、<u>新受託者となるべき者として指定された者に対し、就任の承諾の催告を行うものとする。</u></p> <p>3-6 廃業等に係る留意事項</p> <p>信託会社から、法第41条第1項第1号及び規則第48条第1項第5号の規定による破産手続開始等の申立てに係る届出並びに法第41条第4項の規定による公告の届出（合併、会社分割及び事業譲渡に係るものを除く。）を受理した場合には、ヒアリング、法第42条に基づく報告徴求又は検査等を実施し、以下の点を確認するものとする。確認の結果、問題が認められた場合には業務改善命令を行うほか、免許取消事由が確認された場合には、直ちに免許取消しを行うこととする。</p> <p>① 届出を行った信託会社が法第44条第1項各号に掲げる免許取消の事由に該当していないか。</p> <p>② 法第41条第4項の規定による公告の届出（合併、会社分割及び事業譲渡に係るものを除く。）を受理した場合であって上記①に該当しない場合には、受託者の地位を辞することに関し、<u>信託法第57条第1項の規定に基づき委託者及び受益者の同意を得ているか又は信託法第57条第2項の規定に基づき裁判所の許可を得ているか</u>。また、合併及び破産以外の解散の場合には、解散事由が発生しているか。</p> <p>（注）信託法上、信託の受託者については、<u>①委託者及び受益者の同意がある場合（第57条第1項）、②信託行為に別段の定めがある場合（第57条第1項但書）、③やむを得ない事由があるときに裁判所の許可を得た場合（第57条第2項）にのみ辞任が認められている。</u></p> <p>3-7 検査部局との連携 （略）</p> <p>3-7-1 検査部局による検査着手前 （略）</p> <p>3-7-2 検査部局による検査結果通知後 （略）</p>

現 行	改 正 後
	<p>(1) 広告等の規制</p> <p><u>信託会社が行う広告等（規則第 30 条の 16 第 1 項に規定する広告等をいう。以下同じ。）の表示は、顧客への投資勧誘の導入部分に当たり、明瞭かつ正確な表示による情報提供が、適正な投資勧誘の履行を確保する観点から最も重要であるが、その徹底に当たっては、以下の点に特に留意するものとする。</u></p> <p><u>（注）なお、広告等には、勧誘資料やインターネットのホームページ、郵便、信書便、ファックス、電子メール、ビラ、パンフレット等による多数の者に対する情報提供が含まれるが、実際に広告等に該当するか否かの判断は、顧客との電子メール等のやり取り、イメージCM、ロゴ等を記載した粗品の提供などの外形ではなく、実態をみて個別具体的に判断する必要がある。</u></p> <p>① 顧客判断に影響を及ぼすこととなる重要事項に関する留意事項</p> <p>イ. <u>顧客が支払うべき手数料、報酬、その他の対価又は費用が無料又は実際のものよりも著しく低額であるかのように誤解させるような表示をしていないか。</u></p> <p>ロ. <u>損失が生ずるおそれがある場合には、その旨を明確に表示しているか。</u></p> <p>② 明瞭かつ正確な表示</p> <p><u>広告等において法第 24 条の 2 において準用する金融商品取引法第 37 条に規定する項目（金融商品取引法第 37 条第 1 項第 2 号を除く）を表示する場合に、規則第 30 条の 16 第 1 項に規定する明瞭かつ正確な表示がなされているか否かの判断に当たっては、具体的に以下の点に留意することとする。</u></p> <p>イ. <u>当該広告等に表示される他の事項に係る文字と比較して、使用する文字の大きさ、形状及び色彩において、不当に目立ちにくい表示を行っていないか。</u></p> <p><u>特に、金利や相場等の指標の変動を直接の原因として損失が生ずることとなるおそれのある場合の当該指標、損失が生ずるおそれがある旨・その理由は、広告上の文字又は数字の中で最も大きなものと著しく異なる大きさで表示しているか。</u></p> <p>ロ. <u>取引の長所に係る表示のみを強調し、短所に係る表示が目立ちにくい表示を行っていないか。</u></p> <p>ハ. <u>当該広告等を画面上に表示して行う場合に、表示すべき事項の全てを判読するために必要な表示時間が確保されているか。</u></p>

現 行	改 正 後
	<p>③ 誇大広告に関する留意事項</p> <p>イ. <u>当該特定信託契約に係る運用の成果等について断定的に表現したり、確実に利益を得られるように誤解させて、投資意欲を不当に刺激するような表現をしていないか。</u></p> <p>ロ. <u>利回りの保証若しくは損失の全部若しくは一部の負担を行う旨の表示又はこれを行っているとして誤解させるような表示をしていないか。</u></p> <p>ハ. <u>申し込みの期間、対象者数等が限定されていない場合に、これらが限定されていると誤解させるような表示を行っていないか。</u></p> <p>ニ. <u>免許を受けていること等により、内閣総理大臣、金融庁長官、その他の公的機関が、信託会社を推薦し、又はその広告等の内容を保証しているかのように誤解させるような表示をしていないか。</u></p> <p>ト. <u>不当景品類及び不当表示防止法、屋外広告物法に基づく都道府県の条例その他の法令に違反する又は違反するおそれのある表示をしていないか。</u></p> <p>ホ. <u>社会的に過剰宣伝であるとの批判を浴びるような表示をしていないか。</u></p> <p>④ 顧客を集めての勧誘</p> <p>イ. <u>セミナー等（講演会、学習会、説明会等の名目の如何を問わない。以下同じ。）を開催して、一般顧客等を集め、当該一般顧客等に対して特定信託契約の締結の勧誘（勧誘を目的とした具体的商品の説明を含む。）を行う場合には、当該セミナー等に係る広告等及び送付する案内状等に、特定信託契約の締結を勧誘する目的があることをあらかじめ明示しているか。</u></p> <p>ロ. <u>上記イの「特定信託契約の締結を勧誘する目的があることをあらかじめ明示」することには、セミナー等の名称が、特定信託契約に関連するものであることを明確に表していることのみでは足りず、勧誘する目的がある旨を明確に表示している必要がある。</u></p> <p>⑤ 広告等審査体制</p> <p><u>法第24条の2において準用する金融商品取引法第37条の規定を遵守する観点から、広告等の審査を行う広告等審査担当者が配置され、審査基準に基づいた適正な審査が実施されているか。</u></p> <p>(2) 説明方法</p> <p><u>契約締結前交付書面又は契約変更書面の交付に関し、特定信託契約を締結する前に、あらかじめ、顧客（金融商品取引法2条31項に規定する特</u></p>

現 行	改 正 後
	<p><u>定投資家を除く。) に対して、その知識、経験、財産の状況及び特定信託契約を締結する目的に照らし、書面の内容が当該顧客に理解されるために必要な方法及び程度によって説明を行っているか。</u></p>

現 行	改 正 後
<p>4 運用型外国信託会社</p> <p>4-1 行政報告 (略)</p> <p>4-2 免許申請書の審査に際しての留意事項 (略)</p> <p>4-2-1 免許申請書及び添付書類の受理に当たっての留意事項 (略)</p> <p>4-2-2 免許申請書の審査 (略)</p> <p>4-3 運用型外国信託会社の監督事務 (略)</p> <p>4-3-1 駐在員事務所設置の届出に係る留意事項 (略)</p> <p>4-4 廃業等に係る留意事項 (略)</p> <p>4-5 検査部局との連携 (略)</p> <p>(新設)</p>	<p>4 運用型外国信託会社</p> <p>4-1 行政報告 (略)</p> <p>4-2 免許申請書の審査に際しての留意事項 (略)</p> <p>4-2-1 免許申請書及び添付書類の受理に当たっての留意事項 (略)</p> <p>4-2-2 免許申請書の審査 (略)</p> <p>4-3 運用型外国信託会社の監督事務 (略)</p> <p>4-3-1 駐在員事務所設置の届出に係る留意事項 (略)</p> <p>4-4 廃業等に係る留意事項 (略)</p> <p>4-5 検査部局との連携 (略)</p> <p><u>4-6 金融商品取引法に係る留意事項</u></p> <p><u>4-6-1 適格機関投資家の届出に係る留意事項</u></p> <p>(1) <u>金融商品取引法第2条に規定する定義に関する内閣府令第10条第1項第22号に定める届出を行う信託会社は、業務方法書に有価証券の管理又</u></p>

現 行	改 正 後
	<p><u>は処分の方法が記載されているか、信託財産運用部門及び信託財産管理部門のそれぞれに、有価証券の管理・処分業務に3年以上携わった経験を有する者を配置しているかを確認することとする。</u></p> <p>(2) <u>業務方法書に有価証券の管理又は処分の方法が記載されていない信託会社は、金融商品取引法第2条第3項第1号において適格機関投資家が有価証券に対する投資に係る専門的知識及び経験を有する者と定められていることを踏まえ、当該信託会社において、有価証券に対する投資に係る専門的知識及び経験を有する役職員が配置されていること等を確認することとする。</u></p> <p><u>(注)「有価証券に対する投資に係る専門的知識及び経験を有する役職員」については、上記(1)に準じるものとする。</u></p> <p>(3) <u>財務局長は、信託会社から適格機関投資家の届出を受理した場合、上記(1)又は(2)の体制が整備されているかを確認し、問題があると認められるときは、当該信託会社に対し体制を整備するよう求めることとする。</u></p> <p><u>4-6-2 特定信託契約に係る留意事項</u> <u>3-8-2に準じるものとする。</u></p>

現 行	改 正 後
<p>5 管理型信託会社</p> <p>5-1 行政報告 (略)</p> <p>5-2 登録に際しての留意事項</p> <p>5-2-1 管理型信託業の判断に当たっての留意事項 申請者が行おうとする信託業が法第2条第3項の「管理型信託業」に該当する場合には、法第7条の規定により登録を受けることで管理型信託業を営むことが可能となる。信託業は原則として免許制である趣旨に鑑み、登録申請があった場合には、取り扱おうとする信託スキームを十分精査し、免許申請の必要性の有無を確認することとする。 判断に当たっては、次に掲げる点を考慮するものとする。</p> <p>(1) 法第2条第3項第1号 (略)</p> <p>(2) 法第2条第3項第2号</p> <p>① 保存行為 財産の現状を維持するために必要な行為になっているか。<u>例えば、以下の様な行為にとどまっているか。</u> イ 知的財産権等に対する侵害を排除するための行為 ロ 未登記不動産等について登記等を行う行為 ハ 消滅時効の中断等財産権の消滅を防止する行為 ニ 配当、利息の受取り等財産権からの予定された収益を收受する行為 ホ 建物の修繕を行う行為</p> <p>② 財産の性質を変えない範囲内における利用行為 財産の通常の利用により収益を得ることを図る行為になっているか。また、長期にわたり他の方法による利用ができなくなるなど実質的に財産の処分を行っていることがないか。<u>例えば、以下の様な行為にとどまっているか。</u> イ 信託財産の管理又は処分により生じた金銭を普通預貯金により管</p>	<p>5 管理型信託会社</p> <p>5-1 行政報告 (略)</p> <p>5-2 登録に際しての留意事項</p> <p>5-2-1 管理型信託業の判断に当たっての留意事項 申請者が行おうとする信託業が法第2条第3項の「管理型信託業」に該当する場合には、法第7条の規定により登録を受けることで管理型信託業を営むことが可能となる。信託業は原則として免許制である趣旨に鑑み、登録申請があった場合には、取り扱おうとする信託スキームを十分精査し、免許申請の必要性の有無を確認することとする。 判断に当たっては、次に掲げる点を考慮するものとする。</p> <p>(1) 法第2条第3項第1号 (略)</p> <p>(2) 法第2条第3項第2号</p> <p>① 保存行為 財産の現状を維持するために必要な行為になっているか。 <u>(注)「保存行為」の具体例については、3-3-5(1)を参照のこと。</u></p> <p>② 財産の性質を変えない範囲内における利用行為 財産の通常の利用により収益を得ることを図る行為になっているか。また、長期にわたり他の方法による利用ができなくなるなど実質的に財産の処分を行っていることがないか。 <u>(注)「財産の性質を変えない範囲内における利用行為」の具体例については、3-3-5(2)①を参照のこと。</u></p>

現 行	改 正 後
<p><u>理する行為</u> <u>ロ 民法（明治 29 年法律第 89 号）第 602 条に規定する短期賃貸借に該当する行為</u> <u>ハ 知的財産権に関し他者の利用を制限しない通常実施権を設定する行為</u> <u>ニ 知的財産権に関し他者の利用を制限する専用実施権を短期間（3 年以内）設定する行為</u> <u>また、例えば、以下のような行為を行っていないか。</u> <u>イ 預貯金を貸付債権に変更する行為</u> <u>ロ 上記ロの短期賃貸借に該当しない賃貸借に該当する行為</u> <u>ハ 知的財産権に関し専用実施権を長期間設定する行為</u></p> <p>③ 財産の性質を変えない範囲内における改良行為 財産の価値を増加させる行為になっているか。また、財産の内容を実質的に変更するものとなっていないか。<u>例えば、以下のような行為にとどまっているか。</u> <u>イ 無利息債権を利息付債権に変更する行為</u> <u>ロ 財産権から担保権という負担を除去する行為</u> <u>また、例えば、以下のような行為を行っていないか。</u> <u>イ 農地を宅地に変更する行為</u> <u>ロ 預金を株式に変更する行為</u></p> <p>5-2-2 登録申請書及び添付書類の受理に当たっての留意事項 (略)</p> <p>5-2-3 登録の手続き（登録の更新の手続きを含む。） (略)</p> <p>5-2-4 登録拒否事由の審査 (略)</p> <p>5-2-5 登録事項の変更の届出に係る留意事項 (略)</p>	<p>③ 財産の性質を変えない範囲内における改良行為 財産の価値を増加させる行為になっているか。また、財産の内容を実質的に変更するものとなっていないか。 <u>(注)「財産の性質を変えない範囲内における改良行為」の具体例については、3-3-5(2)②を参照のこと。</u></p> <p>5-2-2 登録申請書及び添付書類の受理に当たっての留意事項 (略)</p> <p>5-2-3 登録の手続き（登録の更新の手続きを含む。） (略)</p> <p>5-2-4 登録拒否事由の審査 (略)</p> <p>5-2-5 登録事項の変更の届出に係る留意事項 (略)</p>

現 行	改 正 後
<p>5-3 監督に係る事務処理上の留意事項 (略)</p> <p>5-3-1 業務方法書の変更届出 法第13条第2項に規定する業務方法書の変更届出の受理に当たっては、 ①当該変更によって登録申請の際の審査基準を満たさないこととならないかどうか、②当該変更によって営もうとする業務がなお管理型信託業に該当するかどうかについて、ヒアリング等により確認するものとする。 <u>なお、信託業務の一部を第三者に委託しようとする信託会社が、委託先が確定していないため、業務方法書に委託先の選定に係る基準及び手続きを記載した場合であって、当該基準及び手続きに従った選定により委託先が確定した場合には、委託先の確定に伴う業務方法書の変更届出は不要であることに留意するものとする。</u></p> <p>5-4 業務運営の状況に関して報告・改善を求める場合の留意事項 (略)</p> <p>5-4-1 業務遂行能力に関する留意事項 (略)</p> <p>5-4-2 業務運営状況の評価に関する留意事項 (略)</p> <p>5-5 行政処分を行う際の留意事項 (略)</p> <p>5-6 廃業等に係る留意事項 (略)</p> <p>5-7 検査部局との連携 (略)</p>	<p>5-3 監督に係る事務処理上の留意事項 (略)</p> <p>5-3-1 業務方法書の変更届出 法第13条第2項に規定する業務方法書の変更届出の受理に当たっては、 ①当該変更によって登録申請の際の審査基準を満たさないこととならないかどうか、②当該変更によって営もうとする業務がなお管理型信託業に該当するかどうかについて、ヒアリング等により確認するものとする。 (削除)</p> <p>5-4 業務運営の状況に関して報告・改善を求める場合の留意事項 (略)</p> <p>5-4-1 業務遂行能力に関する留意事項 (略)</p> <p>5-4-2 業務運営状況の評価に関する留意事項 (略)</p> <p>5-5 行政処分を行う際の留意事項 (略)</p> <p>5-6 廃業等に係る留意事項 (略)</p> <p>5-7 検査部局との連携 (略)</p>

現 行	改 正 後
<p>6 管理型外国信託会社</p> <p>6-1 行政報告 (略)</p> <p>6-2 登録に際しての留意事項</p> <p>6-2-1 管理型信託業の判断に当たっての留意事項 (略)</p> <p>6-2-2 登録申請書及び添付書類の受理に当たっての留意事項 (略)</p> <p>6-2-3 登録の手続き（登録の更新の手続きを含む。） (略)</p> <p>6-2-4 登録拒否事由の審査 (略)</p> <p>6-2-5 登録事項の変更の届出に係る留意事項 (略)</p> <p>6-3 管理型外国信託会社の監督事務</p> <p>6-3-1 駐在員事務所設置の届出に係る留意事項 (略)</p> <p>6-4 廃業等に係る留意事項 (略)</p> <p>6-5 検査部局との連携 (略)</p>	<p>6 管理型外国信託会社</p> <p>6-1 行政報告 (略)</p> <p>6-2 登録に際しての留意事項</p> <p>6-2-1 管理型信託業の判断に当たっての留意事項 (略)</p> <p>6-2-2 登録申請書及び添付書類の受理に当たっての留意事項 (略)</p> <p>6-2-3 登録の手続き（登録の更新の手続きを含む。） (略)</p> <p>6-2-4 登録拒否事由の審査 (略)</p> <p>6-2-5 登録事項の変更の届出に係る留意事項 (略)</p> <p>6-3 管理型外国信託会社の監督事務</p> <p>6-3-1 駐在員事務所設置の届出に係る留意事項 (略)</p> <p>6-4 廃業等に係る留意事項 (略)</p> <p>6-5 検査部局との連携 (略)</p>

現 行	改 正 後
(新設)	<p data-bbox="1144 284 1317 316"><u>7 自己信託</u></p> <p data-bbox="1144 363 2119 643">1. <u>自己信託とは、平成18年12月に成立した信託法第3条第3号に規定する「特定の者が一定の目的に従い自己の有する一定の財産の管理又は処分及びその他の当該目的の達成のために必要な行為を自らすべき旨の意思表示を公正証書その他の書面又は電磁的記録で当該目的、当該財産の特定に必要な事項その他の法務省令で定める事項を記載し又は記録したものによってする方法」により行う信託である。これは、特定の者（委託者）が自己の有する一定の財産の管理・処分を（受託者として）自らすべき旨の意思表示をする方法によってする信託であることを示している。</u></p> <p data-bbox="1144 691 2119 794">2. <u>信託法の成立と同時に信託法整備法の中で改正された信託業法では、自己信託の受益権を多数の者が取得することができる場合には、信託業とは別の規定に服するものとして、法第50条の2が新たに設けられている。</u></p> <p data-bbox="1144 842 2119 970">3. <u>法第50条の2では、自己信託をしようとする者が、自己信託の受益権を多数の者が取得することができる場合には、登録を受けなければならないとされた。同条の適用にあたっては、受益者保護の観点から、以下の観点に留意する必要がある。</u></p> <p data-bbox="1196 978 2119 1042">(1) <u>受託者（委託者）の裁量により信託財産を運用することが可能な当該自己信託では、運用型信託会社に準じた体制整備が必要である。</u></p> <p data-bbox="1196 1050 2119 1153">(2) <u>信託財産につき保存行為又は財産の性質を変えない範囲の利用行為若しくは改良行為のみが行われる当該自己信託では、管理型信託会社に準じた体制が必要である。</u></p> <p data-bbox="1144 1201 2119 1305">4. <u>法第50条の2第1項の登録後においても、登録時と同様、登録を受けた者の自己信託に係る事務運営の適切性、健全性と合わせて、他に営む業務（兼業業務）の健全性等も監督・検査の対象となることに留意する必要がある。</u></p> <p data-bbox="1144 1353 2119 1449">5. <u>なお、自己信託の規定については、信託法の附則のとおり、新たに成立した信託法の施行の日から起算して1年間を経過する日までの間は、適用しない。</u></p>

現 行	改 正 後
(新設)	<p data-bbox="1144 245 1368 276"><u>7-1 行政報告</u></p> <p data-bbox="1167 320 2119 424">(1) <u>財務局長は、各四半期末現在における自己信託に係る法第50条の2第1項の登録の状況について、別紙様式20により各四半期末の翌月20日までに監督局長へ報告するものとする。</u></p> <p data-bbox="1167 464 2119 533">(2) <u>財務局長は、次に掲げる委任事項について行政処理を行ったときは、その結果を遅滞なく監督局長に報告するものとする。</u></p> <p data-bbox="1196 539 2024 569">① <u>法第50条の2第6項の規定による登録及び登録の更新の拒否</u></p> <p data-bbox="1196 576 2119 679">② <u>法第50条の2第12項において準用する法第41条第1項（第1号に係る部分に限る。）及び第4項並びに規則第48条第1項（第5号に係る部分に限る。）の規定による届出の受理</u></p> <p data-bbox="1196 686 2119 754">③ <u>法第50条の2第12項において準用する法第42条第1項及び第2項の規定による報告書及び資料の提出命令</u></p> <p data-bbox="1196 761 2119 829">④ <u>法第50条の2第12項において準用する法第43条及び第45条第2項の規定による命令</u></p> <p data-bbox="1196 836 2119 904">⑤ <u>法第50条の2第12項において準用する法第45条第1項の規定による登録の取消及び業務の全部又は一部の停止命令</u></p> <p data-bbox="1196 911 2119 979">⑥ <u>法第50条の2第12項において準用する法第49条第1項及び第3項の規定による請求</u></p> <p data-bbox="1144 1018 1563 1048"><u>7-2 登録に際しての留意事項</u></p> <p data-bbox="1144 1086 1451 1117"><u>7-2-1 登録の要否</u></p> <p data-bbox="1167 1123 2119 1227">自己信託に係る法第50条の2第1項の登録は、信託業を営む者であっても、当該自己信託の受益権を多数の者が取得することができる場合に必要であることに留意する。</p> <p data-bbox="1167 1233 2119 1449">また、当該自己信託の受益権を多数の者が取得することができる場合に該当するか否かは、1回の自己信託で多数の者（50名以上）が受益者となる場合のほか、同種内容の自己信託を繰り返すことで多数の者が受益者となる場合や、受益権の分割を禁止する旨の定めがない場合など、令第15条の2に規定する実質的に多数の者が受益権を取得することができる場合と認められるか否かにより判断する。</p>
(新設)	
(新設)	

現 行	改 正 後
(新設)	<p>7-2-2 登録申請書及び添付書類の受理に当たっての留意事項 <u>3-2-1(1)から(3)まで及び(5)から(7)までに掲げる事項に準じるほか、以下の点に留意するものとする。</u></p> <p>(1) <u>規則第51条の4第7号に掲げる「信託法第3条第3号に掲げる方法によってする信託に係る事務に関する知識及び経験を有する者の確保の状況並びに当該者の配置の状況を記載した書面」には、以下の事項を記載するものとする。</u></p> <p>① <u>自己信託に係る事務に関する知識を有する者並びに自己信託に係る事務及び信託関係法令に関する知識を有する者の知識を習得した方法(知識を有することを証する書面がある場合には当該書面を含む。)並びに当該者の配置予定先</u></p> <p>(注)「自己信託に係る事務に関する知識」、「信託関係法令に関する知識」及び「知識を有することを証する書面」の具体的内容については、<u>3-2-1(9)①(注)に準じるものとする。</u></p> <p>② <u>自己信託に係る事務に携わった経験を有する者並びに管理及び処分を行う財産の管理・処分業務に携わった経験を有する者の経歴及び配置予定先</u></p>
(新設)	<p>7-2-3 登録の手続き(登録の更新の手続きを含む。) <u>5-2-3に準じるものとする。ただし、自己信託登録簿に記載する登録番号は次のとおりとする。</u></p> <p><u>・〇〇財務局長(自信〇)第〇〇号</u></p> <p><u>なお、別紙様式については、字句を適宜読み替えるものとする。</u></p>
(新設)	<p>7-2-4 登録拒否事由の審査 <u>法第50条の2第6項各号に掲げる事由に該当しないことを確認するものとする。その際、以下の点に留意するものとする。</u></p> <p>(1) <u>法第50条の2第6項第1号の審査</u> <u>会社とは、会社法(平成17年法律第86号)第2条第1号に規定する会社(株式会社、合名会社、合資会社又は合同会社)をいう。</u></p> <p>(2) <u>法第50条の2第6項第3号の審査</u> <u>3-2-3(1)に準じるものとする。</u></p>

現 行	改 正 後
	<p>(3) <u>法第 50 条の 2 第 6 項第 4 号の審査</u> <u>法第 50 条の 2 第 6 項第 4 号に基づく定款及び法第 50 条の 2 第 4 項第 3 号に掲げる書類の審査のうち、法第 50 条の 2 第 4 項第 3 号に掲げる書類が法令に適合し、自己信託に係る事務を適正に遂行するために十分なものであるか否かの審査については、法第 50 条の 2 第 5 項各号及び規則第 51 条の 5 第 2 項各号に掲げる必要記載項目ごとに、以下の点に留意するものとする。</u></p> <p>① <u>信託事務の実施体制</u> <u>組織図及び各組織が担当する事務の概略等が記載されているか。また、これにより以下の事項が明らかにされているか。</u> イ <u>営業統括、商品開発、信託財産の運用、信託財産の管理（受益者への運用状況の通知、収益金の計算及び支払い等のバックオフィス業務を含む。）、電算システム管理、苦情・紛争処理、社内教育・研修、信託事務の委託先管理、法令等遵守の管理、内部監査、財務管理等を的確に行うことができる組織体制となっているか。</u> ロ <u>法令等遵守の管理、内部監査、財務管理を行う部門は、営業統括、商品開発、信託財産の運用、信託財産の管理を行う部門から独立した体制となっていることが望ましい。また、内部監査部門は、信託事務を行う全ての部門に対して十分な牽制機能が働く独立した体制となっていることが望ましい。</u> ハ <u>行おうとする信託事務の規模・特性に応じて、各部門に求められる役員又は従業員の能力の基準が明らかになっているか。（例えば、信託財産運用部門には、運用を行う財産の運用業務に 3 年以上携わった経験を有する者を配置する等）</u> ニ <u>信託事務を担当する役員の担当事務並びに信託事務を担当する組織及びその事務分掌について、社内規則に規定する旨が定められるとともに当該社内規則が整備されているか。</u> （注）<u>上記の担当部門はあくまでも例示であり、その行うべき体制整備等は、申請者が行おうとする信託事務の規模・特性により異なることに留意する。また、組織図には部署名を記載する必要はない。（「営業の本部機能を有する部門」、「信託財産運用部門」等の記載でよい。）</u></p> <p>② <u>上記①以外の必要記載項目</u> <u>3-2-2 に準じるものとする。</u></p>

現 行	改 正 後
(新設)	<p>(4) <u>人的構成に照らした事務遂行能力の審査</u> <u>申請者が法第 50 条の 2 第 6 項第 5 号に掲げる事務遂行能力に関する基準を満たしているか否かについては、自己信託に係る事務の内容及び方法を記載した書類等の記載内容に照らして、以下の役員又は使用人の確保の状況により判断することとする。なお、これらはいくまでも例示であり、その行うべき体制整備等は申請者が行おうとする信託事務の規模、特性により異なることに留意し、申請者が以下の基準を満たしていない場合には、満たす必要がない合理的理由について聴取することとする。</u></p> <p>① <u>営業の本部機能を有する部門に、信託業務に関する知識を有する者を複数名配置することとなっているか。うち少なくとも 1 名は、信託業務に 3 年以上携った経験を有する者であるか。</u></p> <p>② <u>信託財産運用部門、信託財産管理部門のそれぞれに、管理又は処分を行う財産の管理・処分業務に 3 年以上携った経験を有する者を配置することとなっているか。</u></p> <p>③ <u>内部監査部門、財務管理部門のそれぞれに、信託業務に関する知識を有する者を配置することとなっているか。</u></p> <p>④ <u>法令等遵守の管理部門に、信託業務及び信託関係法令に関する知識を有する者を配置することとなっているか。</u></p> <p>⑤ <u>信託業務に係る営業の担当者は、信託業務に関する知識を有する者であるか。</u></p> <p>(5) <u>法第 50 条の 2 第 6 項第 7 号の審査</u> <u>「他に営む業務を営むことがその信託に係る事務を適正かつ確実に行うことにつき支障を及ぼすおそれがあると認められる」とは、規則第 51 条の 8 の規定に基づき、法第 50 条の 2 第 1 項の信託に係る事務を適正かつ確実に行うことにつき支障を及ぼすおそれがあると認められるときとする。</u></p> <p>7-2-5 <u>登録事項の変更の届出に係る留意事項</u> <u>財務局の管轄区域を越えて本店の位置を変更する場合の手続きは、次により取り扱うものとする。</u></p> <p>(1) <u>規則第 23 条第 2 項に規定する「その他の書類」とは、登録申請書又は直前の登録更新申請書及びその添付書類並びに直前に行った検査の報告書の写し等を指すものとする。</u></p>

現 行	改 正 後
(新設)	<p><u>(2) 規則第 23 条第 2 項に規定する書類の送付を受けた財務局長は、当該信託会社の登録を行った場合には、従前の登録を行った財務局長に対して登録済通知書の写しを送付するものとする。</u></p> <p><u>(3) 登録済通知書の写しの送付を受けた従前の登録を行った財務局長は、当該信託会社の登録を抹消するものとする。</u></p> <p>7-3 監督に係る事務処理上の留意事項</p> <p><u>自己信託に係る法第 50 条の 2 第 1 項の登録をした会社の監督に係る事務処理については、以下に記載する事項を除いては、原則として 3-3 に準じて取り扱うものとする。</u></p>
(新設)	<p>7-3-1 自己信託に係る事務の内容及び方法を記載した書類の変更届出</p> <p><u>法第 50 条の 2 第 12 項において準用する法第 13 条第 2 項に規定する自己信託に係る事務の内容及び方法を記載した書類の変更届出の受理に当たっては、当該変更によって登録申請の際の審査基準を満たさないこととならないかどうかについて、ヒアリング等により確認するものとする。</u></p>
(新設)	<p>7-3-2 信託設定時の義務</p> <p><u>(1) 法第 50 条の 2 第 1 項の登録を受けた者が自己信託（当該信託の受益権を多数の者が取得することができる場合）をしたときは、速やかに、規則第 51 条の 7 に基づき、当該登録を受けた者以外の者に、当該信託財産に属する財産の状況その他の当該財産に関する事項の調査（以下「第三者調査」という。）を行わなければならない。</u></p> <p><u>(2) 財務局長は、自己信託に係る事務の健全かつ適切な運営を確保するため必要があると認めるときは、法第 50 条の 2 第 1 項の登録を受けた者に対して、当該者が、第三者調査を行った者からその結果を記載した書面等（以下「第三者調査報告書」という。）を受けた場合、速やかに、第三者調査報告書の写しを提出するよう求めるとともに、その内容についての説明を求めるものとする。その際には、第三者調査報告書に不正な行為又は法令若しくは信託行為の定め違反する重大な事実がある旨の結果が記載されていないか等を確認する。</u></p>
(新設)	7-4 事務運営の状況に関して報告・改善を求める場合の留意事項

現 行	改 正 後
(新設)	<p><u>自己信託に係る法第 50 条の 2 第 1 項の登録を受けた者の自己信託に係る事務運営の適切性、健全性、他に営む業務（兼業業務）の健全性等に疑義が生じた場合には、必要に応じ、法第 42 条に基づき報告を求め、重大な問題があると認められる場合には、法第 43 条に基づく命令を行うことが必要となる。その際の着眼点については、法令及び本監督指針に規定する登録申請の際の審査基準を満たしているか否か、3-4（3-4-1、3-4-7を除く。）に記載した事項のほか、以下の点に留意するものとする。</u></p> <p><u>7-4-1 業務遂行能力に関する留意事項</u></p> <p><u>(1) 業務の執行方法を定めた社内規則の整備</u> 3-2-4(1) (2を除く。)に準じるものとする。</p> <p><u>(2) 業務運営体制</u> 3-2-4(2)②に準じるものとする。</p> <p><u>(3) 業務管理体制</u> 3-2-4(2)③に準じるものとする。</p>
(新設)	<p><u>7-4-2 事務運営状況の評価に関する留意事項</u></p> <p><u>受益者の保護を図るためには、自己信託に係る法第 50 条の 2 第 1 項の登録をした会社の事務の全てにわたり、信託業法その他の法令、定款、自己信託に係る事務の内容及び方法を記載した書類、社内規則等が遵守され、健全かつ適切に運営されていることが重要である。こうした観点から、自己信託に係る法第 50 条の 2 第 1 項の登録をした会社の事務運営状況の評価に当たっては、その特性に留意し、第三者調査、信託財産の管理・運用等の信託事務を適正に行うための態勢が整備され、かつ、当該信託事務に関する適切な内部管理を行うための態勢が確保されているか否かについて検証することとする。なお、自己信託に係る法第 50 条の 2 第 1 項の登録をした会社に求められる上記態勢は、当該会社が行う信託事務の規模、特性により異なることに留意するものとする。</u></p> <p><u>(注) 検証に当たっては、必要に応じ、信託検査マニュアルに掲げられるチェック項目を参照するものとする。</u></p>
(新設)	<p><u>7-5 行政処分を行う際の留意事項</u></p> <p><u>3-5に準じるものとする。なお、法第 48 条の規定に基づき監督処分の</u></p>

現 行	改 正 後
<p data-bbox="147 284 371 320"><u>7</u> 特定信託業者</p> <p data-bbox="147 360 371 397"><u>7-1</u> 行政報告</p> <p data-bbox="170 435 1115 539">(1) 財務局長は、四半期末現在における法第 51 条第 1 項に規定する信託の受託者（以下「特定信託業者」という。）の状況について、<u>別紙様式 20</u>により各四半期末の翌月 20 日までに監督局長へ報告するものとする。</p> <p data-bbox="170 579 271 616">(2) (略)</p> <p data-bbox="147 651 595 687"><u>7-2</u> 特定信託業者に関する事務</p> <p data-bbox="147 722 692 794"><u>7-2-1</u> 法第 51 条第 2 項の届出の受理 (略)</p> <p data-bbox="147 834 842 906"><u>7-2-2</u> 法第 51 条第 4 項に規定する「必要な措置」 (略)</p> <p data-bbox="147 946 483 1018"><u>7-3</u> 検査部局との連携 (略)</p>	<p data-bbox="1146 284 1370 320"><u>8</u> 特定信託業者</p> <p data-bbox="1146 360 1370 397"><u>8-1</u> 行政報告</p> <p data-bbox="1169 435 2114 539">(1) 財務局長は、四半期末現在における法第 51 条第 1 項に規定する信託の受託者（以下「特定信託業者」という。）の状況について、<u>別紙様式 21</u>により各四半期末の翌月 20 日までに監督局長へ報告するものとする。</p> <p data-bbox="1169 579 1270 616">(2) (略)</p> <p data-bbox="1146 651 1594 687"><u>8-2</u> 特定信託業者に関する事務</p> <p data-bbox="1146 722 1691 794"><u>8-2-1</u> 法第 51 条第 2 項の届出の受理 (略)</p> <p data-bbox="1146 834 1841 906"><u>8-2-2</u> 法第 51 条第 4 項に規定する「必要な措置」 (略)</p> <p data-bbox="1146 946 1482 1018"><u>8-3</u> 検査部局との連携 (略)</p>

現 行	改 正 後
<p>8 特定大学技術移転事業承認事業者（承認TLO）</p> <p>8-1 行政報告</p> <p>(1) 財務局長は、四半期末現在における承認事業者の状況について、別紙様式 21 により各四半期末の翌月 20 日までに監督局長へ報告するものとする。</p> <p>(2) (略)</p> <p>8-2 登録に際しての留意事項</p> <p>8-2-1 登録申請書及び添付書類の受理に当たっての留意事項 (略)</p> <p>8-2-2 登録の手続き (略)</p> <p>8-2-3 登録拒否事由の審査 (略)</p> <p>8-2-4 登録事項の変更の届出に係る留意事項 (略)</p> <p>8-3 監督に係る事務処理上の留意事項 (略)</p> <p>8-3-1 業務方法書の変更届出 法第 52 条第 3 項において準用する法第 13 条第 2 項に規定する業務方法書の変更届出の受理に当たっては、①当該変更によって登録申請の際の審査基準を満たさないこととならないかどうか、②当該変更によって営もうとする業務がなお特定大学技術移転事業に該当するか否かについて、ヒアリング等により確認するものとする。 なお、信託業務の一部を第三者に委託しようとする承認事業者が、委託先</p>	<p>9 特定大学技術移転事業承認事業者（承認TLO）</p> <p>9-1 行政報告</p> <p>(1) 財務局長は、四半期末現在における承認事業者の状況について、別紙様式 22 により各四半期末の翌月 20 日までに監督局長へ報告するものとする。</p> <p>(2) (略)</p> <p>9-2 登録に際しての留意事項</p> <p>9-2-1 登録申請書及び添付書類の受理に当たっての留意事項 (略)</p> <p>9-2-2 登録の手続き (略)</p> <p>9-2-3 登録拒否事由の審査 (略)</p> <p>9-2-4 登録事項の変更の届出に係る留意事項 (略)</p> <p>9-3 監督に係る事務処理上の留意事項 (略)</p> <p>9-3-1 業務方法書の変更届出 法第 52 条第 3 項において準用する法第 13 条第 2 項に規定する業務方法書の変更届出の受理に当たっては、①当該変更によって登録申請の際の審査基準を満たさないこととならないかどうか、②当該変更によって営もうとする業務がなお特定大学技術移転事業に該当するか否かについて、ヒアリング等により確認するものとする。 (削除)</p>

現 行	改 正 後
<u>が確定していないため、業務方法書に委託先の選定に係る基準及び手続きを記載した場合であって、当該基準及び手続きに従った選定により委託先が確定した場合には、委託先の確定に伴う業務方法書の変更届出は不要であることに留意するものとする。</u>	
<u>8-4</u> 業務運営の状況に関して報告・改善を求める場合の留意事項 (略)	<u>9-4</u> 業務運営の状況に関して報告・改善を求める場合の留意事項 (略)
<u>8-4-1</u> 業務運営状況の評価に関する留意事項 (略)	<u>9-4-1</u> 業務運営状況の評価に関する留意事項 (略)
<u>8-5</u> 行政処分を行う際の留意事項 (略)	<u>9-5</u> 行政処分を行う際の留意事項 (略)
<u>8-6</u> 廃業等に係る留意事項 (略)	<u>9-6</u> 廃業等に係る留意事項 (略)
<u>8-7</u> 検査部局との連携 (略)	<u>9-7</u> 検査部局との連携 (略)

現 行	改 正 後
<p>9 信託契約代理店</p> <p>9-1 行政報告</p> <p>財務局長は、各四半期末現在における信託契約代理店の状況について、<u>別紙様式 22</u>により各四半期末の翌月 20 日までに監督局長へ報告することとする。</p> <p>9-2 登録に際しての留意事項</p> <p>9-2-1 登録の要否</p> <p>以下のいずれかの業務を行う者は、法第 67 条第 1 項に規定する信託契約代理店の登録を受ける必要があることに留意する。</p> <p>① 信託契約の締結の勧誘</p> <p>② 信託契約の締結の勧誘を目的とした信託商品の内容説明</p> <p>③ 信託契約の申込みの受領</p> <p>(注) 登録の要否については、一連の行為の中で当該行為の位置付けを踏まえた上で総合的に判断する必要があるが、例えば、次に掲げる行為のみを行う者は、基本的に上記登録は不要であると考えられる。</p> <p>イ 信託会社、外国信託会社、信託兼営金融機関、信託契約代理店の指示を受けて行う、商品案内チラシの単なる配布</p> <p>ロ 金融商品説明会における、一般的な信託商品の仕組み、活用法等についての説明</p> <p>9-2-2 登録申請に係る代理申請について (略)</p> <p>9-2-3 登録申請書及び添付書類の受理に当たっての留意事項</p> <p>3-2-1(1)から(3)まで及び(5)から(7)までに掲げる事項に準じるほか、以下の点に留意するものとする。</p>	<p>10 信託契約代理店</p> <p>10-1 行政報告</p> <p>財務局長は、各四半期末現在における信託契約代理店の状況について、<u>別紙様式 23</u>により各四半期末の翌月 20 日までに監督局長へ報告することとする。</p> <p>10-2 登録に際しての留意事項</p> <p>10-2-1 登録の要否</p> <p>以下のいずれかの業務を行う者は、法第 67 条第 1 項に規定する信託契約代理店の登録を受ける必要があることに留意する。</p> <p>① 信託契約の締結の勧誘</p> <p>② 信託契約の締結の勧誘を目的とした信託商品の内容説明</p> <p>③ 信託契約の締結に向けた条件交渉</p> <p>④ 信託契約の申込みの受領（単に契約申込書の受領・回収又は契約申込書の誤記・記載漏れ・必要書類の添付漏れの指摘のみを行う場合を除く。）</p> <p>⑤ 信託契約の承諾</p> <p>(注) 登録の要否については、一連の行為の中で当該行為の位置付けを踏まえた上で総合的に判断する必要があるが、例えば、次に掲げる行為のみを行う者は、基本的に上記登録は不要であると考えられる。</p> <p>イ 信託会社、外国信託会社、信託兼営金融機関、信託契約代理店の指示を受けて行う、商品案内チラシの単なる配布</p> <p>ロ 金融商品説明会における、一般的な信託商品の仕組み、活用法等についての説明</p> <p>10-2-2 登録申請に係る代理申請について (略)</p> <p>10-2-3 登録申請書及び添付書類の受理に当たっての留意事項</p> <p>3-2-1(1)から(3)まで及び(5)から(7)までに掲げる事項に準じるほか、以下の点に留意するものとする。</p>

現 行	改 正 後
<p>(1) 法第 68 条第 2 項第 1 号に掲げる「第 70 条第 1 号又は第 2 号に該当しないことを誓約する書面」には、同条第 1 号又は第 2 号に該当しないことを誓約する旨のほか、「当該誓約が虚偽の誓約であることが判明した場合には、法第 82 条第 1 項第 2 号に掲げる登録取消し事由に該当すること及び法第 111 条第 6 号の規定による罰則の適用があり得ることを認識している」旨が記載されたものを提出させるものとする。</p> <p>(2) 申請者が法人又は信託契約代理業務を行う使用人のある個人（以下 9-2 において「使用人のある個人」という。）である場合には、規則第 71 条第 5 号に掲げる「申請者が信託契約代理業務に関する知識を有する者であることを証する書面」において、信託業務又は信託契約代理業務（以下 9-2 において「信託業務等」という。）に関する知識を有する者並びに信託業務等及び信託関係法令に関する知識を有する者の知識を習得した方法（知識を有することを証する書面がある場合には当該書面を含む。）並びに当該者の配置予定先を記載するものとする。</p> <p>（注）「信託業務に関する知識」及び「信託関係法令に関する知識」の具体的内容については、3-2-1(9)①（注）に準じるものとする。</p> <p>また、「信託契約代理業務に関する知識」とは、信託契約代理業を営む上で必要となる基礎的な知識のことをいい、例えば、「信託業務に関する知識」のうち、信託契約締結の代理又は媒介を行う上で必要となるもの（部分）についての基礎知識が考えられる。</p> <p>なお、「知識を有することを証する書面」とは、例えば、信託業務等の経験を示す履歴書や信託業務等・信託関係法令に関する知識習得研修の受講証明書などが考えられる。</p> <p><u>9-2-4</u> 登録の手続き （略）</p> <p><u>9-2-5</u> 登録拒否事由の審査 （略）</p> <p><u>9-2-6</u> 登録事項の変更の届出に係る留意事項 （略）</p>	<p>(1) 法第 68 条第 2 項第 1 号に掲げる「第 70 条第 1 号又は第 2 号に該当しないことを誓約する書面」には、同条第 1 号又は第 2 号に該当しないことを誓約する旨のほか、「当該誓約が虚偽の誓約であることが判明した場合には、法第 82 条第 1 項第 2 号に掲げる登録取消し事由に該当すること及び法第 91 条第 6 号の規定による罰則の適用があり得ることを認識している」旨が記載されたものを提出させるものとする。</p> <p>(2) 申請者が法人又は信託契約代理業務を行う使用人のある個人（以下 10-2 において「使用人のある個人」という。）である場合には、規則第 71 条第 5 号に掲げる「申請者が信託契約代理業務に関する知識を有する者であることを証する書面」において、信託業務又は信託契約代理業務（以下 10-2 において「信託業務等」という。）に関する知識を有する者並びに信託業務等及び信託関係法令に関する知識を有する者の知識を習得した方法（知識を有することを証する書面がある場合には当該書面を含む。）並びに当該者の配置予定先を記載するものとする。</p> <p>（注）「信託業務に関する知識」及び「信託関係法令に関する知識」の具体的内容については、3-2-1(9)①（注）に準じるものとする。</p> <p>また、「信託契約代理業務に関する知識」とは、信託契約代理業を営む上で必要となる基礎的な知識のことをいい、例えば、「信託業務に関する知識」のうち、信託契約締結の代理又は媒介を行う上で必要となるもの（部分）についての基礎知識が考えられる。</p> <p>なお、「知識を有することを証する書面」とは、例えば、信託業務等の経験を示す履歴書や信託業務等・信託関係法令に関する知識習得研修の受講証明書などが考えられる。</p> <p><u>10-2-4</u> 登録の手続き （略）</p> <p><u>10-2-5</u> 登録拒否事由の審査 （略）</p> <p><u>10-2-6</u> 登録事項の変更の届出に係る留意事項 （略）</p>

現 行	改 正 後
<u>9-3</u> 監督に係る事務処理上の留意事項	<u>10-3</u> 監督に係る事務処理上の留意事項
<u>9-3-1</u> 標識の掲示 (略)	<u>10-3-1</u> 標識の掲示 (略)
<u>9-3-2</u> 信託契約代理業に関する報告書に関する留意事項 (略)	<u>10-3-2</u> 信託契約代理業に関する報告書に関する留意事項 (略)
<u>9-4</u> 業務運営の状況に関して報告・改善を求める場合の留意事項 (略)	<u>10-4</u> 業務運営の状況に関して報告・改善を求める場合の留意事項 (略)
<u>9-4-1</u> 届出受理の際の留意事項 (略)	<u>10-4-1</u> 届出受理の際の留意事項 (略)
<u>9-4-2</u> 業務の執行方法を定めた社内規則の整備 (略)	<u>10-4-2</u> 業務の執行方法を定めた社内規則の整備 (略)
<u>9-4-3</u> 顧客情報管理 (略)	<u>10-4-3</u> 顧客情報管理 (略)
<u>9-5</u> 行政処分を行う際の留意事項 (略)	<u>10-5</u> 行政処分を行う際の留意事項 (略)
<u>9-6</u> 検査部局との連携 (略)	<u>10-6</u> 検査部局との連携 (略)

現 行	改 正 後
<p><u>10 信託受益権販売業</u></p> <p><u>10-1 行政報告</u></p> <p><u>財務局長は、各四半期末現在における信託受益権販売業者の状況について、別紙様式 23 により各四半期末の翌月 20 日までに監督局長へ報告することとする。</u></p> <p><u>10-2 登録に際しての留意事項</u></p> <p><u>10-2-1 登録の要否</u></p> <p><u>(1) 信託受益権の譲渡に際し、信託受益権の保有者が売主となるが、勧誘、契約締結等の販売に関する対外的行為の一切を信託受益権販売業者に委任し、その旨を当該委任に係る契約書等に明記した上で、自らは全く販売行為を行わない場合には、当該保有者自体は販売を行わないものとして、信託受益権販売業の登録を要しないことに留意する。</u></p> <p><u>(2) 信託の委託者兼当初受益者である信託受益権の保有者（オリジネーター）が、当該信託受益権を顧客への販売を目的とする信託受益権販売業者に、当該目的を契約書等に明記した上で買い受けさせる場合、又は当該信託受益権を引当てに実質的な受益者を募ることを目的とする特別目的会社に、当該目的を契約書等に明記した上で譲渡する場合には、当該保有者自体は販売を行わないものとして信託受益権販売業の登録を要しないことに留意する。</u></p> <p><u>10-2-2 登録申請書及び添付書類の受理に当たっての留意事項</u></p> <p><u>3-2-1(1)から(3)まで及び(5)から(7)までに掲げる事項に準じるほか、以下の点に留意するものとする。</u></p> <p><u>(1) 法第 87 条第 2 項第 1 号に掲げる「第 89 条第 1 号又は第 2 号に該当しないことを誓約する書面」には、同条第 1 号又は第 2 号に該当しないことを誓約する旨のほか、「当該誓約が虚偽の誓約であることが判明した場合には、法第 102 条第 1 項第 2 号に掲げる登録取消し事由に該当すること及び法第 111 条第 9 号の規定による罰則の適用があり得ることを認識してい</u></p>	<p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>

現 行	改 正 後
<p><u>る」旨が記載されたものを提出させるものとする。</u></p> <p>(2) <u>申請者が法人又は信託受益権販売業務を行う使用人のある個人（以下10-2において「使用人のある個人」という。）である場合には、規則第83条第4号に掲げる「申請者が信託受益権販売業務に関する知識及び経験を有する者であることを証する書面」において、信託業務、信託受益権販売業務又は有価証券の販売業務（以下10-2において「信託業務等」という。）に関する知識を有する者並びに信託業務等及び信託関係法令に関する知識を有する者の知識を習得した方法（知識を有することを証する書面がある場合には当該書面を含む。）並びに当該者の配置予定先を記載するものとする。</u></p> <p><u>（注）「信託業務に関する知識」及び「信託関係法令に関する知識」の具体的内容については、3-2-1(9)①（注）に準じるものとする。</u></p> <p><u>「信託受益権販売業務に関する知識」とは、信託受益権販売業を営む上で必要となる基礎的な知識のことをいい、例えば、「信託業務に関する知識」のうち、信託受益権の販売又はその代理、媒介を行う上で必要となるもの（部分）についての基礎知識が考えられる。</u></p> <p><u>また、「有価証券の販売業務に関する知識」とは、有価証券の販売業務を営む上で必要となる知識のことをいい、例えば、証券業における証券外務員に必要とされる知識が考えられる。</u></p> <p><u>なお、「知識を有することを証する書面」とは、例えば、信託業務や証券業務の経験を示す履歴書や信託業務等・信託関係法令に関する知識習得研修の受講証明書、証券外務員資格試験の合格を示す結果通知書などが考えられる。</u></p> <p><u>10-2-3 登録の手続き（登録の更新の手続きを含む。）</u></p> <p><u>5-2-3に準じるものとする。ただし、信託受益権販売業者登録簿に記載する登録番号は次のとおりとする。</u></p> <p><u>・〇〇財務局長（売信〇）第〇〇号</u></p> <p><u>なお、別紙様式については、字句を適宜読み替えるものとする。</u></p> <p><u>10-2-4 登録拒否事由の審査</u></p> <p><u>法第89条各号に掲げる事由に該当しないことを確認するものとする。なお、同条第3号に掲げる信託受益権販売業務を的確に遂行するための必要な体制が整備されているか否かの審査に当たっては、以下の点に留意するもの</u></p>	<p></p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>

現 行	改 正 後
<p>とする。</p> <p>(1) <u>業務方法書の審査</u> <u>業務方法書については、規則第 84 条第 1 項各号に掲げる必要記載項目ごとに、以下の点に留意するものとする。</u></p> <p>① <u>取り扱う信託受益権の種類</u> <u>規則第 6 条第 1 項各号に掲げる財産の区分に準じ、取り扱う信託受益権に係る信託財産の種類が分かるように記載されているか。(例えば、「金銭信託に係る信託受益権」、「金銭信託以外の金銭の信託に係る信託受益権」、「有価証券信託に係る信託受益権」など)。</u></p> <p>② <u>信託受益権販売業務の実施体制</u> <u>法令等を遵守した適正な営業を行うための体制として、以下の事項が記載されているか。</u></p> <p>イ <u>申請者が法人である場合には、行おうとする信託受益権販売業務の規模・特性に応じて、顧客管理、苦情・紛争処理、社内教育・研修、法令等遵守の管理（誤認防止体制の確保を含む。）、内部監査等を的確に行うための体制が記載されているか。また、内部監査部門は、信託受益権販売業務を行う全ての部門に対して十分な牽制機能が働く独立した体制となっているか。</u> <u>なお、信託受益権販売業務を担当する組織及びその事務分掌について、業務方法書に詳細を記載していない場合には、社内規則に規定する旨が定められるとともに当該社内規則が整備されているか。</u></p> <p>ロ <u>規則第 84 条第 2 項において準用する規則第 72 条第 2 項第 1 号及び第 2 号に掲げる誤認防止のための体制が記載されているか。</u></p> <p>ハ <u>取り扱う信託受益権に係る受託者である信託会社、外国信託会社又は信託兼営金融機関に対して、必要に応じて当該信託受益権の内容に関する照会を行うこととしているか。</u></p> <p>ニ <u>法令等を遵守し、信託受益権の適切な説明を顧客に行えるよう営業の担当者に適切に研修等を実施することとしているか。なお、申請者が個人である場合には、法令等を遵守し、信託受益権の適切な説明を行う能力の維持のための方策（研修の受講等）が記載されているか。</u></p> <p>(注) <u>申請者が使用人のある個人である場合には、法人に準じて取り扱うものとする。</u></p> <p>(2) <u>業務遂行能力の審査</u></p>	

現 行	改 正 後
<p><u>業務遂行能力については、具体的には以下の役員又は従業員の確保の状況等により判断するものとする。</u></p> <p><u>なお、これらはいくまで例示であり、その行うべき体制整備等は、申請者が行おうとする信託受益権販売業務の規模・特性により異なることに留意し、申請者が以下の基準を満たしていない場合には、満たす必要がない合理的理由について聴取するものとする。</u></p> <p>① 申請者が法人である場合</p> <p>イ 営業の本部機能を有する部門に、信託業務等に関する知識を有する者を複数名配置することとなっているか。</p> <p>ロ 内部監査を行う部門に、信託業務等に関する知識を有する者を配置することとなっているか。</p> <p>ハ 法令等遵守の管理部門に、信託業務等及び信託関係法令に関する知識を有する者を配置することとなっているか。</p> <p>ニ 信託受益権販売業務に係る営業の担当者は、信託業務等に関する知識を有する者であるか。</p> <p>ホ 宅地又は建物を信託財産とする信託受益権の販売等を行う場合には、上記イ、ロ及びハの各部門に、宅地及び建物の取引に関する知識を有する者を配置することとなっているか。また、宅地又は建物を信託財産とする信託受益権の販売等を行う営業の担当者は、規則別表第12号に掲げる事項の説明を適切に行うことができるよう、宅地及び建物の取引に関する知識を有する者であるか。</p> <p><u>(注)「宅地及び建物の取引に関する知識」とは、不動産の取引業務を行う上で必要となる知識のことをいい、例えば、宅地建物取引主任者に必要とされる知識が考えられる。</u></p> <p>② 申請者が個人である場合</p> <p><u>信託業務等に関する知識を有する者であるか。なお、宅地又は建物を信託財産とする信託受益権の販売等を行う場合には、宅地及び建物の取引に関する知識を有する者であるか。</u></p> <p><u>(注) 申請者が使用人のある個人である場合には、法人に準じて取り扱うものとする。</u></p> <p>10-2-5 登録事項の変更の届出に係る留意事項 <u>5-2-5に準じるものとする。</u></p> <p>10-3 監督に係る事務処理上の留意事項</p>	<p>(削除)</p> <p>(削除)</p>

現 行	改 正 後
<p><u>10-3-1 営業保証金に係る留意事項</u> <u>3-3-1に準じるものとする。</u></p>	(削除)
<p><u>10-3-2 標識の掲示</u> <u>9-3-1に準じるものとする。</u></p>	(削除)
<p><u>10-3-3 信託受益権販売業務に関する報告書に係る留意事項</u> <u>9-3-2に準じるものとする。</u></p>	(削除)
<p><u>10-4 業務運営の状況に関して報告・改善を求める場合の留意事項</u></p> <p><u>信託受益権販売業者の業務運営の適切性、健全性に疑義が生じた場合には、必要に応じ、法第100条に基づき報告を求め、重大な問題があると認められる場合には、法第101条に基づく命令を行うことが必要となる。その際の着眼点については、法令及び本監督指針に規定する登録申請の際の審査基準を満たしているか、法令、定款、業務方法書、社内規則等を遵守した適切な業務運営が行われているか否かのほか、以下の点に留意するものとする。</u></p>	(削除)
<p><u>10-4-1 届出受理の際の留意事項</u> <u>3-4-3に準じるものとする。</u></p>	(削除)
<p><u>10-4-2 業務の執行方法を定めた社内規則の整備</u> <u>法人である信託受益権販売業者については、顧客への勧誘・説明に関する社内規則に、顧客への勧誘、説明の方法が具体的に定められ、顧客の属性に照らした適切な信託受益権の販売等を行うこととしているか。またその遵守状況を適切に検証することとしているか。</u></p>	(削除)
<p><u>10-4-3 顧客情報管理</u> <u>9-4-3に準じるものとする。</u></p>	(削除)
<p><u>10-5 行政処分を行う際の留意事項</u></p> <p><u>9-5に準じるものとする。</u></p>	(削除)

現 行	改 正 後
<p>10-6 検査部局との連携</p> <p><u>3-7に準じるものとする。</u></p>	<p>(削除)</p>

現 行	改 正 後
<p data-bbox="152 292 510 320">1 1 信託兼営金融機関関係</p> <p data-bbox="152 368 763 397">1 1 - 1 信託兼営金融機関の監督事務の取扱い</p> <p data-bbox="152 440 651 469">1 1 - 1 - 1 信託兼営認可申請の処理 兼営法第 1 条第 1 項に基づく信託兼営の認可申請があったときは、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則（昭和 57 年大蔵省令第 16 号。以下「兼営法規則」という。）第 33 条の規定により、事情を調査の上、財務局の意見を付して、監督局長に進達するものとする。</p> <p data-bbox="152 660 450 689">1 1 - 1 - 2 行政報告 財務局長は、次に掲げる委任事項についての行政処理を行ったときは、その結果を遅滞なく監督局長に報告するものとする。</p> <p data-bbox="174 767 1115 943">① 兼営法第 5 条及び第 5 条の 3 の規定による認可 ② 兼営法第 4 条において準用する法第 42 条第 1 項及び第 2 項の規定による報告又は資料の提出の命令 ③ 兼営法第 8 条の 2 の規定による命令 ④ 兼営法第 8 条の 3 の規定による信託業務の停止命令</p> <p data-bbox="152 991 405 1019">1 1 - 1 - 3 (略)</p> <p data-bbox="152 1062 875 1091">1 1 - 2 信託兼営認可申請書の審査に際しての留意事項</p> <p data-bbox="203 1134 255 1163">(略)</p> <p data-bbox="152 1206 819 1235">1 1 - 2 - 1 添付書類の受理に当たっての留意事項 兼営法規則第 1 条第 1 項第 12 号に掲げる「その他法第 1 条第 3 項に規定する審査をするため参考となるべき事項を記載した書類」とは、具体的には以下のとおり取り扱うものとする。 なお、④については、引受けを行おうとする全ての信託財産について記載される必要があることに留意するものとする。</p> <p data-bbox="181 1426 1115 1490">① (略) ② 信託業務に携った経験を有する者及び管理及び処分を行う財産の管</p>	<p data-bbox="1151 292 1509 320">1 1 信託兼営金融機関関係</p> <p data-bbox="1151 368 1762 397">1 1 - 1 信託兼営金融機関の監督事務の取扱い</p> <p data-bbox="1151 440 1650 469">1 1 - 1 - 1 信託兼営認可申請の処理 兼営法第 1 条第 1 項に基づく信託兼営の認可申請があったときは、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則（昭和 57 年大蔵省令第 16 号。以下「兼営法規則」という。）第 43 条の規定により、事情を調査の上、財務局の意見を付して、監督局長に進達するものとする。</p> <p data-bbox="1151 660 1449 689">1 1 - 1 - 2 行政報告 財務局長は、次に掲げる委任事項についての行政処理を行ったときは、その結果を遅滞なく監督局長に報告するものとする。</p> <p data-bbox="1173 767 2114 943">① 兼営法第 3 条及び第 5 条の規定による認可 ② 兼営法第 2 条第 1 項において準用する法第 42 条第 1 項及び第 2 項の規定による報告又は資料の提出の命令 ③ 兼営法第 9 条の規定による命令 ④ 兼営法第 10 条の規定による信託業務の停止命令</p> <p data-bbox="1151 991 1404 1019">1 1 - 1 - 3 (略)</p> <p data-bbox="1151 1062 1874 1091">1 1 - 2 信託兼営認可申請書の審査に際しての留意事項</p> <p data-bbox="1211 1134 1263 1163">(略)</p> <p data-bbox="1151 1206 1818 1235">1 1 - 2 - 1 添付書類の受理に当たっての留意事項 兼営法規則第 1 条第 1 項第 12 号に掲げる「その他法第 1 条第 3 項に規定する審査をするため参考となるべき事項を記載した書類」とは、具体的には以下のとおり取り扱うものとする。 なお、④については、引受けを行おうとする全ての信託財産について記載される必要があることに留意するものとする。</p> <p data-bbox="1180 1426 2114 1490">① (略) ② 信託業務に携った経験を有する者並びに管理及び処分を行う財産の管</p>

現 行	改 正 後
<p>理・処分業務に携った経験を有する者の経歴並びに当該者の配置予定先を記載した書面</p> <p>③・④ (略)</p> <p>⑤ 信託業務の一部を第三者に委託する場合(委託先が確定していない場合を除く。)には、委託先の業務遂行能力が確保されていることを明らかにした書面及び委託先の業務遂行能力を継続的に確認するための体制(委託先の業務遂行能力に問題がある場合における対応策を含む。)を明らかにした書面</p> <p>⑥ (略)</p> <p>1 1 - 2 - 2 業務の種類及び方法書の審査</p> <p>兼営法規則第4条第1項に規定する業務の種類及び方法書については、同項各号に掲げる必要記載項目ごとに以下の点に留意するものとする。</p> <p>(1) 兼営法第5条の4の規定による元本の補てん又は利益の補足に関する事項</p> <p>以下の項目が記載されているか。</p> <p>①～⑤ (略)</p> <p>(2) 併せ営む兼営法第1条第1項各号に掲げる業務の種類(信託受益権販売業を営む場合には、当該業務の実施体制を含む。)</p> <p>兼営法第1条第1項各号の区分により記載されているか。</p> <p>また、信託受益権販売業を営む場合には、当該業務の実施体制について、10-2-4(1)②に準じ、原則として「信託事務の実施体制」に併せて記載されているか。</p> <p>(3) (略)</p> <p>1 1 - 2 - 3 財産的基礎の審査</p> <p>兼営法第1条第3項第1号に掲げる信託業務を健全に遂行し得る財産的基礎を有しているか否かの審査に当たっては、収支見込みの根拠となる諸条件について十分に精査すること。また、信託報酬は確実かつ将来にわたり安定的と見込まれるか、収支見込みの前提となる諸条件が見込みを下回った場合でも経常経費を賄う程度の収益を見込めるか等についても審査することに留意するものとする。</p>	<p>理・処分業務に携った経験を有する者の経歴及び配置予定先を記載した書面</p> <p>③・④ (略)</p> <p>⑤ 信託業務の一部を第三者に委託する場合(兼営法第2条第1項で準用する法第22条第3項各号に掲げる業務を委託する場合を除く。)には、委託先の業務遂行能力を継続的に確認するための体制(委託先の業務遂行能力に問題がある場合における対応策を含む。)を明らかにした書面</p> <p>⑥ (略)</p> <p>1 1 - 2 - 2 業務の種類及び方法書の審査</p> <p>兼営法規則第4条第1項に規定する業務の種類及び方法書については、同項各号に掲げる必要記載項目ごとに以下の点に留意するものとする。</p> <p>(1) 兼営法第6条の規定による元本の補てん又は利益の補足に関する事項</p> <p>以下の項目が記載されているか。</p> <p>①～⑤ (略)</p> <p>(2) 併せ営む兼営法第1条第1項各号に掲げる業務の種類(信託受益権売買等業務を営む場合には、当該業務の実施体制を含む。)</p> <p>兼営法第1条第1項各号の区分により記載されているか。</p> <p>また、信託受益権売買等業務を営む場合には、当該業務の実施体制について、3-2-2(6)に準じ、原則として「信託事務の実施体制」に併せて記載されているか。</p> <p>(3) (略)</p> <p>1 1 - 2 - 3 財産的基礎の審査</p> <p>兼営法第1条第3項第1号に掲げる信託業務を健全に遂行するに足る財産的基礎を有しているか否かの審査に当たっては、収支見込みの根拠となる諸条件について十分に精査すること。また、信託報酬は確実かつ将来にわたり安定的と見込まれるか、収支見込みの前提となる諸条件が見込みを下回った場合でも経常経費を賄う程度の収益を見込めるか等についても審査することに留意するものとする。</p>

現 行	改 正 後
<p>1 1-2-4 人的構成に照らした業務遂行能力の審査</p> <p>申請者が兼営法第1条第3項第1号並びに兼営法規則第1条第2項第2号及び第3項第4号に掲げる業務遂行能力等に関する基準を満たしているか否かについては、業務の種類及び方法書の記載内容に照らして、以下により判断することとする。なお、これらはあくまでも例示であり、その行うべき体制整備等は当該金融機関が行おうとする信託業務の規模、特性により異なることに留意し、申請者が以下の基準を満たしていない場合には、満たす必要がない合理的理由について聴取することとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 経営体制等に照らした業務遂行能力の審査</p> <p>3-2-4(2)に準じるものとするが、さらに以下の点について確認することとする。</p> <p>① 兼営法第4条第1項において準用する法第29条第2項各号に掲げる取引を行おうとする場合には、社内規則において、当該取引を行う旨、<u>当該取引の概要（態様及び条件を含む。）及び信託財産に損害を与えるおそれがないことの客観的・合理的な理由付け・疎明が、具体的に検証できる形で定められているか。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 例えば、信託勘定から固有勘定への運用（いわゆる銀行勘定貸）に際し、受託者たる金融機関の信用リスクを適切に評価することとしているか。特に、受託者たる金融機関の自己資本比率の大幅な低下、株価の急落、外部格付機関による信用格付の悪化など、受託者の財務の健全性低下が懸念される場合におけるいわゆる銀行勘定貸について、上記の客観的・合理的な理由付け・疎明を行うにはより慎重かつ保守的な検証が必要であることを踏まえた社内規則となっているか。 当該取引を実施する部門から独立した内部監査部門による定期的かつ実効性のある検証・監査ができる体制が整備されているか。 <p>② (略)</p>	<p>1 1-2-4 人的構成に照らした業務遂行能力の審査</p> <p>申請者が兼営法第1条第3項第1号並びに兼営法規則第1条第2項第2号及び第3項第4号に掲げる業務遂行能力等に関する基準を満たしているか否かについては、業務の種類及び方法書の記載内容に照らして、以下により判断することとする。なお、これらはあくまでも例示であり、その行うべき体制整備等は当該金融機関が行おうとする信託業務の規模、特性により異なることに留意し、申請者が以下の基準を満たしていない場合には、満たす必要がない合理的理由について聴取することとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 経営体制等に照らした業務遂行能力の審査</p> <p>3-2-4(2)に準じるものとするが、さらに以下の点について確認することとする。</p> <p>① 兼営法第2条第1項において準用する法第29条第2項各号に掲げる取引を行おうとする場合には、社内規則において、当該取引を行う旨<u>及び当該取引の概要（態様及び条件を含む。）を定めている場合、又は当該取引に関する重要な事実を開示してあらかじめ書面若しくは電磁的方法による受益者の承認を得た場合であり、かつ、受益者の保護に支障を生ずることがない場合として兼営法規則第23条第3項各号に該当することを疎明できる形で定められているか。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 例えば、信託勘定から固有勘定への運用（いわゆる銀行勘定貸）に際し、受託者たる金融機関の信用リスクを適切に評価することとしているか。特に、受託者たる金融機関の自己資本比率の大幅な低下、株価の急落、外部格付機関による信用格付の悪化など、受託者の財務の健全性低下が懸念される場合におけるいわゆる銀行勘定貸について、上記に該当する場合の疎明を行うにはより慎重かつ保守的な検証が必要であることを踏まえた社内規則となっているか。 当該取引を実施する部門から独立した内部監査部門による定期的かつ実効性のある検証・監査ができる体制が整備されているか。 <p>② (略)</p>
<p>1 1-3 監督に係る事務処理上の留意事項</p>	<p>1 1-3 監督に係る事務処理上の留意事項</p>

現 行	改 正 後
<p>1 1 - 3 - 1 ・ 1 1 - 3 - 2 (略)</p> <p>1 1 - 3 - 3 業務の種類及び方法の変更認可 兼営法第 5 条に規定する業務の種類及び方法の変更認可については、以下の点に留意するものとする。また、審査に当たっては、その変更内容に応じて、本監督指針の兼営認可の審査基準を満たさないこととならないかどうかに留意するものとする。</p> <p>(1) 兼営法規則第 24 条第 1 項第 4 号に掲げる「その他次項に規定する審査をするため参考となるべき事項を記載した書類」については、業務の種類及び方法の変更内容に応じて、1 1 - 2 - 1 に記載した書類の提出を求めるものとする。</p> <p>(2) <u>信託業務の一部を第三者に委託しようとする信託兼営金融機関が、委託先が確定していないため、業務の種類及び方法書に委託先の選定に係る基準及び手続きを記載した場合であって、当該基準及び手続きに従った選定により委託先が確定した場合には、委託先の確定に伴う業務の種類及び方法の変更認可は不要であることに留意するものとする。</u></p> <p>1 1 - 3 - 4 信託業務のみを営む支店等の設置 兼営法規則第 31 条第 2 項第 1 号に掲げる信託業務の全部若しくは一部のみを営む支店その他の営業所若しくは事務所（以下「信託業務のみを営む支店等」という。）の設置に当たっては、以下の点に留意するものとする。 ①～⑤ (略)</p> <p>1 1 - 3 - 5 議決権の取得制限 (1) <u>信託兼営金融機関が有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律（昭和 61 年法律第 74 号）第 24 条第 1 項の認可を受けた投資顧問業者である場合には、投資一任契約に基づき顧客のために議決権を行使し又は議決権の行使について指図を行う株式等に係る議決権は、銀行法第 16 条の 3 等において信託兼営金融機関が取得し又は保有する議決権に含まれるものではないことに留意する。</u> (2) (略)</p>	<p>1 1 - 3 - 1 ・ 1 1 - 3 - 2 (略)</p> <p>1 1 - 3 - 3 業務の種類及び方法の変更認可 兼営法第 3 条に規定する業務の種類及び方法の変更認可については、以下の点に留意するものとする。また、審査に当たっては、その変更内容に応じて、本監督指針の兼営認可の審査基準を満たさないこととならないかどうかに留意するものとする。</p> <p>兼営法規則第 32 条第 1 項第 4 号に掲げる「その他次項に規定する審査をするため参考となるべき事項を記載した書類」については、業務の種類及び方法の変更内容に応じて、1 1 - 2 - 1 に記載した書類の提出を求めるものとする。</p> <p>(削る)</p> <p>1 1 - 3 - 4 信託業務のみを営む支店等の設置 兼営法第 8 条第 2 項第 1 号に掲げる信託業務の全部若しくは一部のみを営む支店その他の営業所若しくは事務所（以下「信託業務のみを営む支店等」という。）の設置に当たっては、以下の点に留意するものとする。 ①～⑤ (略)</p> <p>1 1 - 3 - 5 議決権の取得制限 (1) <u>信託兼営金融機関が金融商品取引法第 33 条の 2 に基づき登録をした登録金融機関である場合には、投資一任契約に基づき顧客のために議決権を行使し又は議決権の行使について指図を行う株式等に係る議決権は、銀行法第 16 条の 3 等において信託兼営金融機関が取得し又は保有する議決権に含まれるものではないことに留意する。</u> (2) (略)</p>

現 行	改 正 後
<p data-bbox="152 245 1041 276"><u>11-4 業務運営の状況に関して報告・改善を求める場合の留意事項</u></p> <p data-bbox="181 320 1117 568">信託兼営金融機関の業務運営の適切性、健全性に疑義が生じた場合には、必要に応じ、兼営法第4条第1項において準用する法第42条により報告を求め、重大な問題があると認められる場合には、兼営法第8条の2に基づく命令を行う必要がある。その際の着眼点については、法令及び本監督指針に規定する認可申請の際の審査基準を満たしているか否か、3-4（3-4-1及び3-4-8を除く。）に記載した事項のほか、以下の点にも留意するものとする。</p> <p data-bbox="152 612 658 643">11-4-1 ～ 11-4-3 （略）</p> <p data-bbox="152 697 546 727">11-5 ・ 11-6 （略）</p> <p data-bbox="159 778 241 809">（新設）</p>	<p data-bbox="1151 245 2040 276"><u>11-4 業務運営の状況に関して報告・改善を求める場合の留意事項</u></p> <p data-bbox="1180 320 2116 568">信託兼営金融機関の業務運営の適切性、健全性に疑義が生じた場合には、必要に応じ、兼営法第2条第1項において準用する法第42条により報告を求め、重大な問題があると認められる場合には、兼営法第9条に基づく命令を行う必要がある。その際の着眼点については、法令及び本監督指針に規定する認可申請の際の審査基準を満たしているか否か、3-4（3-4-1及び3-4-8を除く。）に記載した事項のほか、以下の点にも留意するものとする。</p> <p data-bbox="1151 612 1657 643">11-4-1 ～ 11-4-3 （略）</p> <p data-bbox="1151 697 1545 727">11-5 ・ 11-6 （略）</p> <p data-bbox="1151 772 1675 834"><u>11-7 金融商品取引法に係る留意事項</u> <u>3-8-2に準じるものとする。</u></p>

信託会社等に関する総合的な監督指針別紙様式

現 行		改 正 後	
別紙様式8		別紙様式8	
信託会社等に関する苦情受付票		信託会社等に関する苦情受付票	
属 性		属 性	
日 時	年 月 日 () 時 分 ~ 時 分 [電話・来局・文書]	日 時	年 月 日 () 時 分 ~ 時 分 [電話・来局・文書]
区 分	運用型信託会社 ・ 管理型信託会社 特定大学技術移転事業承認事業者 信託契約代理店 ・ <u>信託受益権販売業者</u>	区 分	運用型信託会社 ・ 管理型信託会社 <u>自己信託会社 (法第50条の2第1項の登録を受けた者)</u> 特定大学技術移転事業承認事業者 ・ 信託契約代理店
(略)		(略)	
(注) (略)		(注) (略)	

信託会社等に関する総合的な監督指針別紙様式

別紙様式9

運用型信託会社の状況

平成〇〇年〇〇月末日現在
〇〇財務（支）局

信託会社名	免許年月日	資本金	主な受託財産の種類	信託財産 残高	純資産額	信託契約 代理業	信託受益 権販売業	他業の内容
(中 略)								

(記載上の注意)

1. (略)
2. 「信託財産残高」及び「純資産額」欄には、直近の営業報告書の計数を記載すること。
3. 「信託契約代理業」欄には、当該業務の登録を受けている場合に、登録年月日を記載すること。
4. 「信託受益権販売業」欄には、当該業務を行っている場合に、免許年月日又は業務方法書変更認可日を記載すること。
5. (略)

別紙様式9

運用型信託会社の状況

平成〇〇年〇〇月末日現在
〇〇財務（支）局

信託会社名	免許年月日	資本金	主な受託財産の種類	信託財産 残高	純資産額	信託契約代理業務		信託受益権 売買等業務	他業の内容
						信託業法	金商法		
(中 略)									

(記載上の注意)

1. (略)
2. 「信託財産残高」及び「純資産額」欄には、直近の事業報告書の計数を記載すること。
3. 「信託契約代理業務」欄には、信託業法第2条第8項に係る登録、金融商品取引法第28条第2項第2号に係る登録を受けている場合に、登録年月日を記載すること。
4. 「信託受益権売買等業務」欄には、当該業務を行っている場合に、免許年月日又は業務方法書変更認可日を記載すること。
5. (略)

信託会社等に関する総合的な監督指針別紙様式

別紙様式16

管 理 型 信 託 会 社 の 状 況

平成〇〇年〇〇月末日現在
〇〇財務(支)局

信託会社名	登録番号	登録年月日	登録更新年月日	資本金	主な受託財産の種類	信託財産残高	純資産額	信託契約代理業	信託受益権販売業	他業の種類
(中 略)										

(記載上の注意)

1. ~ 2. (略)
3. 「信託財産残高」及び「純資産額」欄には、直近の営業報告書の計数を記載すること。
4. 「信託契約代理業」及び「信託受益権販売業」欄には、当該業務の登録を受けている場合に、当初登録年月日を記載すること。
- (新設)
5. 「他業の種類」欄には、法第21条第2項の承認を受けている業務の種類を記載し、併せて、承認を受けた年月日を()書きで記載すること。

別紙様式16

管 理 型 信 託 会 社 の 状 況

平成〇〇年〇〇月末日現在
〇〇財務(支)局

信託会社名	登録番号	登録年月日	登録更新年月日	資本金	主な受託財産の種類	信託財産残高	純資産額	信託契約代理業務		信託受益権 <u>売買等業務</u>	他業の種類
								信託業法	金商法		
(中 略)											

(記載上の注意)

1. ~ 2. (略)
3. 「信託財産残高」及び「純資産額」欄には、直近の事業報告書の計数を記載すること。
4. 「信託契約代理業務」欄には、信託業法第2条第8項に係る登録、金融商品取引法第28条第2項第2号に係る登録を受けている場合に、当初登録年月日を記載すること。
5. 「信託受益権売買等業務」欄には、当該業務の登録を受けている場合に、当初登録年月日を記載すること。
6. 「他業の種類」欄には、法第21条第2項の承認を受けている業務の種類を記載し、併せて、承認を受けた年月日を()書きで記載すること。

信託会社等に関する総合的な監督指針別紙様式

現 行	改 正 後																				
<p>別紙様式20</p> <p style="text-align: center;">信託業法第51条第1項の信託の引受けの状況</p> <p style="text-align: right;">平成〇〇年〇〇月末日現在 〇〇財務(支)局</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">受託者名</th> <th style="width: 15%;">委託者名</th> <th style="width: 15%;">受益者名</th> <th style="width: 10%;">届出年月日</th> <th style="width: 45%;">受託財産の種類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center; height: 20px;">(中 略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(記載要領) (略)</p>	受託者名	委託者名	受益者名	届出年月日	受託財産の種類	(中 略)					<p>別紙様式21</p> <p style="text-align: center;">信託業法第51条第1項の信託の引受けの状況</p> <p style="text-align: right;">平成〇〇年〇〇月末日現在 〇〇財務(支)局</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">受託者名</th> <th style="width: 15%;">委託者名</th> <th style="width: 15%;">受益者名</th> <th style="width: 10%;">届出年月日</th> <th style="width: 45%;">受託財産の種類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center; height: 20px;">(中 略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(記載要領) (略)</p>	受託者名	委託者名	受益者名	届出年月日	受託財産の種類	(中 略)				
受託者名	委託者名	受益者名	届出年月日	受託財産の種類																	
(中 略)																					
受託者名	委託者名	受益者名	届出年月日	受託財産の種類																	
(中 略)																					

信託会社等に関する総合的な監督指針別紙様式

別紙様式21

特定大学技術移転事業承認事業者の状況

平成〇〇年〇〇月末日現在
〇〇財務(支)局

承認事業者名	登録番号	登録年月日	資本金 出資金	信託財産 残高	純資産額	信託契約 代理業	信託受益 権販売業	他業の種類
(中 略)								

(記載上の注意)

- (略)
- 「信託財産残高」及び「純資産額」欄には、直近の営業報告書の計数を記載すること。
- 「信託契約代理業」及び「信託受益権販売業」欄には、当該業務の登録を受けている場合に、当初登録年月日を記載すること。
(新設)
- 「他業の種類」欄には、法第52条第3項において準用する法第21条第2項の承認を受けている業務の種類を記載し、併せて、承認を受けた年月日を()書きで記載すること。

別紙様式22

特定大学技術移転事業承認事業者の状況

平成〇〇年〇〇月末日現在
〇〇財務(支)局

承認事業者名	登録番号	登録年月日	資本金 出資金	信託財産 残高	純資産額	信託契約 代理業務		信託受益権 売買等業務	他業の種類
						信託業法	金商法		
(中 略)									

(記載上の注意)

- (略)
- 「信託財産残高」及び「純資産額」欄には、直近の事業報告書の計数を記載すること。
- 「信託契約代理業務」欄には、信託業法第2条第8項に係る登録、金融商品取引法第28条第2項第2号に係る登録を受けている場合に、当初登録年月日を記載すること。
- 「信託受益権売買等業務」欄には、当該業務の登録を受けている場合に、当初登録年月日を記載すること。
- 「他業の種類」欄には、法第52条第3項において準用する法第21条第2項の承認を受けている業務の種類を記載し、併せて、承認を受けた年月日を()書きで記載すること。

信託会社等に関する総合的な監督指針別紙様式

現 行						改 正 後					
<p><u>別紙様式22</u></p> <p style="text-align: center;">信 託 契 約 代 理 店 の 状 況</p> <p style="text-align: right;">平成〇〇年〇〇月末日現在 〇〇財務（支）局</p>						<p><u>別紙様式23</u></p> <p style="text-align: center;">信 託 契 約 代 理 店 の 状 況</p> <p style="text-align: right;">平成〇〇年〇〇月末日現在 〇〇財務（支）局</p>					
信託契約代理店名	法・個	登録番号	登録 年月日	所属信託会 社名	他業の種類	信託契約代理店名	法・個	登録番号	登録 年月日	所属信託会 社名	他業の種類
(中 略)						(中 略)					
(記載上の注意) (略)						(記載上の注意) (略)					

信託会社等に関する総合的な監督指針別紙様式

現 行	改 正 後												
<p><u>別紙様式23</u></p> <p>信託受益権販売業者の状況</p> <p>平成〇〇年〇〇月末日現在 〇〇財務(支)局</p> <table border="1" data-bbox="120 624 1084 812"> <thead> <tr> <th data-bbox="120 624 315 724"><u>信託受益権販 売業者名</u></th> <th data-bbox="315 624 416 724"><u>法・個</u></th> <th data-bbox="416 624 584 724"><u>登録番号</u></th> <th data-bbox="584 624 750 724"><u>登録年月日</u></th> <th data-bbox="750 624 920 724"><u>登録更新 年月日</u></th> <th data-bbox="920 624 1084 724"><u>他業の種類</u></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="6" data-bbox="143 751 1055 794" style="text-align: center;">(中 略)</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>(記載上の注意) (略)</u></p>	<u>信託受益権販 売業者名</u>	<u>法・個</u>	<u>登録番号</u>	<u>登録年月日</u>	<u>登録更新 年月日</u>	<u>他業の種類</u>	(中 略)						<p>(削除)</p>
<u>信託受益権販 売業者名</u>	<u>法・個</u>	<u>登録番号</u>	<u>登録年月日</u>	<u>登録更新 年月日</u>	<u>他業の種類</u>								
(中 略)													